

舊相續制の統計的分析

中村治兵衛

はし が き

これまで我が國の農家はとくに農家だからという特別立法はなく、前民法の相續法を法的制度としてうけとつてきた。前民法による法的制度としての相續制は「家族制ノ慣習猶存スルトイウ我社會組織ノ現狀ニ鑑ミ」、「千古ノ風習ハ一朝ニシテ廢滅シ得ベキニアラズ 寧ロ此特殊ノ狀態（家族制度）ヲ維持スル必要上」という立て前を以て實かれ、家の相續だといわれる家督相續と個人の遺産の繼承である遺産相續とが併存し、前者は長子單獨相續をとつて身分相續、後者は諸子均分相續をとつて財産相續ともいわれ、この二相續の併存はわが國獨特の立法であつた。⁽³⁾ところが今度新憲法にもとずく改正民法によつて家督相續制は廢止されて均分相續制をとることとなつた。この均分相續制は農業經營・農村家族制度・農村民主化などと連關して種々の問題をなげかけているが、なかでもこれが農業經營にどういふ影響を与えるかが農政擔當者間では問題となり、現に農家の相續だけを他と切離して特別措置を講じようとする意圖もあつて、農業資産相續特例法案が再三議會に提出されては審議未了となつてゐる。⁽⁴⁾ここに考えてみなくてはならぬことは、この均分相續制は新たに樹立された法的制度であるということである。即ちそれはかつての習俗・法律がどうあろうとも國家の制定法という形をとつて我々の前にたちあらわれ、國民に遵守すべきことを要請する新

らしい法的規範である。このことのうちに問題がある。由來民法の内でも親族・相続法という家族關係を規定する身分法は、物權・債權の財産法にくらべると習俗傳統の前には無力であるといわれている。ということは、身分法は多くの人々にとつて、(一)もし關係當事者間で了解がつくとやかましく法律の規定をいわなくても事は落着し、法律は戸籍と關連する手續法位にしか感じられないこともあり、(二)制定法はどうあろうとも、その枠のうちに實際はその法の主旨とはちがつた意圖の下でこれまでの習俗慣習が行われるということもある。(三)極端な場合には制定法は云わば床の間の飾りであつて、實際はこれとは異なつた在來の慣習法が行われていることもある。たとえば穂積重遠博士がその著『相続法』の中で「現在のように家督相続に於いては、長子が全財産を獨占すべく法定されている制度の下に在つても、實際は親の裁量と兄弟姉妹間の協定で相當な分配が行われているのが、多少の恒産あり且恒心ある家庭の普通の遣り口であつて必らずしも一々紛争が起りはしない」と述べられているのは第一の場合にあたらう。また明治初年東北地方などに行われていた姉家督という相続形態(長男の弟があつても姉が壻をとつて家業を擔當する)などは第三の例ともみられるが、もしこれが長男の弟を廢嫡又は隱居といつた法律的手續をとつて行われたとすれば第二の場合に該當することとなる。(5)第三の例としては諏訪地方の末子相続、屋久島の均分相続の事例が、また外國のものとしてフランス南部における農地相続があげられよう。加藤一郎氏の研究によると、現在フランス農民の間で實際に行われている相続慣行は中央部・北部と南部との二地帯によつて異なり、前者では制定法である民法相続法による無遺言現物均分相続が行われているのに對し、後者では慣習にもとづく一括承繼という單獨相続的なものが行われているのである。(8)

上述したところは成文法と生きた法律(エールリッヒの言をかりると)、(9)制定法と慣習法との問題に歸着する。ここで

重要なことは、フランスの農地相續の場合にみられるように、民法という制定法の施行が要請されて百年たつてもなお一部の農民の間では在來の慣行が現實を支配して、制定法に對して慣習法の存在を主張していることである。このことは慣習法がその存立する基盤と條件が続くかぎり、依然として生きぬいていくという根強い力をもつものであることを示すと同時に、國家の制定法が實效力をもつためには、その法を受け容れ適用しうる社會經濟的條件が必要であるということである。⁽¹⁰⁾ だから舊法を廢止して新法にきりかえられた時に、法の定立する社會經濟的條件の變動と共にその中から法が自ら生れたものであれば問題はないが、そうしたことが乏しくまだ充分に新法を受け容れる基盤と條件が育成されていない時には、過渡期として、舊法がなんらかの形で新法の蔭にときとして實質的に效力をもつことは避け得られない。現在の日本はともかくも一つの過渡期であることには間違いない。そこで本論の相續制の問題にたちかえつて考えてみると、均分相續制は新しい相續法によつて確立の途上にあり、現在この相續制の實施に影響をあたえるのはこの新しい制度を成立せしめる法的規範意識と社會經濟的條件であることは間違いないが、それとともに、かつての相續制即ち前民法相續法による相續制も逸することが出来ないのである。⁽¹¹⁾ この際問題になるのは舊相續制がいかほどまで人民とくに農民の中に入りこんでいたかということである。かりに舊相續制が國民の間に廣く受け容れられ日常生活と結びついた習俗と化していたとすれば、それだけに舊來の陋習として新法の前に立ちはだかることとなろうし、また舊相續制を支えていた諸條件が戰後、いなそれ以前から崩れてきていたとすればそれは何れ改革すべきものであつて、新法の實效力は大きいとみななければならない。さらに舊相續制が單なる法律上の家の相續であつて現實の世帯と遊離したものであり、實際の相續はその地方の慣習にもとずいていたとすれば舊相續制の影響は稀薄であるが、新法が舊相續法からの脱却とその克服をめざしている以上、別の面において困難に逢着す

るかもしれない。はたして舊相續制がいずれの側にたつていたであろうかは、當面検討を要する一つの問題である。この問題は裏をかえてみると、舊民法相續法による法的制度としての相續制に對立乃至並存する位の力をもつ慣習法としての相續慣行が存在していたかどうか、法的制度としての相續制と實際行われている相續慣行との相互關係如何という問題でもある。

今ここで舊相續制を問題として取り上げたのは以上のような觀點にたつてである。この問題を検討するに當つて二つの行き方があるように思われる。その一は舊相續制そのものの運用實施狀況を考察し、この法的制度がどこまで農民の相續の場合に取り入れられていたかを比較検討するやり方であり、その二は、逆に實際農民の間で行われている相續の慣行慣習の實態を調査研究し、これを出發點として慣行と法的制度との相互關係をみるという行き方である。⁽¹²⁾究極においては二方面からの研究が落ち合い重なり合うことゝなるのである。ここでは前者の行き方を取り、舊相續法による法的制度としての相續制がいかに實施されてきたか、都市家族と農民家族との間において何らかの相違がみられるかどうかを、『大藏省主税局統計年報書』所載の相續稅關係の統計によつて考察することとする。

なおここで利用した材料について一言しておく。わが國においてこれまで年々どれ位の相續がどういう形で行われていたか、また家の相續はどれくらいあつたのか、これをみるのには内閣統計局から毎年發表されている『人口動態統計』がよいと考えられるのであるが、この統計は年令別、性別、死因別に分けてあるが、世帯主あるいは戸主と家族員との續柄別の分類項目がないため、相續問題に對する手がかりとはならない。相續制という法的制度の實施については當然司法省の管轄であり、明治八年より發刊されている同省の『民事統計年報』のちの『民事統計要旨』に相續關係事項が掲載されていると考えられる。そこで同省の統計を検討してみると、區裁判所非訴事件中に相續關係事項が入つてゐる。即ち「隱居・廢家、子ノ懲戒、家督相續、親族會、相續ノ承認及拋棄、遺言ノ確認及拋棄（遺言ノ執行）等ニ關スル諸事項」に分類されているが、これらはいずれも區裁判所に提起された法的承認を求める事

件についての報告であり、特別にそうした區裁判所への法定手續をしないで町村役場への手續戸籍面における移動の記載)によつて發生する通常の相續についての報告は該統計に掲載されていない。そこで次に相續という現象によつて當然發生する權利の移轉・讓渡はどうかという、これは登記法制定以後統計にあらわれてくる。「帝國統計年鑑」の第十一回(明治二十三年刊)よりあらわれ、大正十五年からは「民事登記統計要旨」となつてゐる。當初は登記の甲號として賣買讓與・質入、書入記入及び「相續登記」として分類されていたが、『第二十回統計年鑑』(明治三十四年刊)よりは事由別登記件數として「家督相續・因ル所有權ノ取得、共有財産ノ分離並ニ相續財産ノ分離」が各々一項目としてあげられ、土地・建物・船舶等についてその件數があげられている。しかしこれはあくまでも土地なり建物についての登記件數であり、この登記件數と同年相續した家との關係が明示されていないし、縣別乃至管轄裁判所別の統計があつても市街地と農地との區別(少くとも郡市別)がないため、利用できないのである。こういうように内閣統計局の人口統計も司法省の統計も利用できないのであるが、幸い大藏省の『主税局統計年報書』がこの缺をうめてくれるのである。

『主税局統計年報書』は明治八年から發刊されているが、本統計に相續關係事項が掲載されるに至つたのは國稅の一として相續稅が賦課徵收されてからである。いうまでもなく相續稅は日露戰役の軍費徵達の一財源として明治三十八年⁽¹³⁾に生まれたものであるが、相續稅關係の統計が『主税局統計年報書』に現われたのは同年の『第三十二回統計年報書』である。本統計も相續稅の徵收結果報告という形をとっているから必ずしも相續制という法的制度の實施狀況全體についての年々の報告として満足すべきものとは云えない。しかしこれ以外に我が國の法的制度としての舊相續制の實施狀況を全國的統計として把握したものはないので、出来る限りこれを利用して舊相續制を考えるのはかはない。『主税局統計年報書』の相續稅の項目での統計は、相續稅表、相續稅免除表、相續財産課稅價格審査及訴願決定額表、相續稅年賦延納額表、相續稅納額別人員表、相續開始數及課稅區分表の六表であつたが、大正一五年から相續財産課稅價額種類別表が加わつて七表となつた。なお該統計は明治三八年から四二年まで戸主と家族という區分をとっていたが、四三年相續稅法の改正と共に民法の規定に従つて家督相續と遺產相續に二大別することとなつた。このうち相續開始數及課稅區分表によつて我が國年々の相續制の動きが原因別と縣別によつてとらえることが出来る。なお本統計も司法省と同じく管轄稅務監督

局別と縣別をとつており、都市と農村の別は表われていないのであるが、幸い大正後期以來東京・仙臺・札幌・名古屋・大阪・廣島・熊本の七稅務監督局が各々『稅務統計書』を年々發行しており、これには郡市部別があるため、ごく大體な都市と農村との區別がとらえられるのである。ここでは『主稅局統計年報書』と『稅務統計書』とによつて前民法相續法による法的制度としての相續制を、明治末期より昭和一〇年に至る期間にわたつて考察することとする。なお『主稅局年報書』も昭和一二より戰爭の勃發と共に簡略になり、從來の統計とつなぐことが出來ず、興味ある戰爭下における相續制の動きは、將來、該統計資料の整理發表後をまつ他はない。また『稅務統計書』は昭和一年より郡市部別を廢止したため、これまた利用度を減じに至つた。⁽¹⁴⁾なお、本稿において

註1、梅謙次郎著『民法要義』卷之五「相續」一頁（明治三三年刊）

註2、牧野菊之助著『日本相續法論』二頁（明治四二）

註3、穂積重遠著『相續法』第一分冊、八—九頁（昭和二・一一）

註4、本法案に關する資料としては農林省農政局『農業資産相續特例法案に對する世論調査』（昭廿二・五）農政局『農業資産相續

特例法案に關する資料』（第五國會提出、昭二四・一二）、また最高裁判所事務局民事部『家事審判關係統計諸表』（昭二五・一一）

佐伯俊三『家事審判所の發足』（昭二三・一一）判例タイムス』第三輯）その他『法律時報』一九の一〇、二一の三、二二の五

（昭二四・五）等が參考とならう。

註5、姉家督については中川善之助著『相續法の諸問題』一〇三—二六頁。

註6、末子相續については中川前掲書七三—一〇一頁。

註7、均分相續については宮本常一『屋久島民俗誌』（昭一八・一）『日本常民文化研究所ノート』二六の他、及び及川宏「分家と

耕地の分與—舊仙臺領増澤村の耕地均分の慣行」（昭一三・一二）『民族學年報』第一卷）がある。

註8、加藤一郎著『フランスにおける農地相續』（昭二三・一一、農林省農業綜合研究所、研究叢書第五號）

註9、鳩山秀夫譯『エールリッヒ・成文法と生きた法律』（『法學協會雜誌』三八・一二）

註10、加藤一郎氏は相續形態を規制する條件として地形、定住様式、土地所有の大きさ、農業の生産様式、農家の兼業、出稼、都

市の影響、家族の結合力等をあげ、尤も重大なものは「農業の生産様式と農家の兼業の二つであり、生産に於て農業の占める地位如何ということであつたと思われる」と述べている。(前掲書一三二頁)

註11、目下農村においてみられる相續拋棄という現象には舊相續制の影響が多分にみられよう。なお農林省農政局の全國二千ヶ町村の相續方法の種類別に關するアンケート調査の結果は(昭和二年一月一日より四年八月三十一日まで)、相續總件數三三、二六七のうち法定の一子相續(相續拋棄の手續をしたもの)が五〇・四%、事實上の一子相續三四・三%、一部一子・一部共同乃至分割相續一・五%、共同相續七・三%、分割相續一・五%、その他四・九%となつてゐる。(前掲第五國會提出)『農業資産相續特例法案に關する資料』一二四—九頁。

註12、この方面の研究は民俗學の今後の發達にまつところが大きい。ただ今までの研究は第一段階として異習異俗の發見・發掘に多忙であり、慣行においても特殊なものが強く出ていて日常みられる一般的な慣行は輕視されがちであつたし、またそうした慣行慣習が何故維持されてきたのか、またこれが法的制度乃至新しいものとどういふ關係にあつたかといふことの分析は等閑に附せられていた感が深い。なおこれまでの日本農村の家族制度の民俗學的研究を總括したものととして橋浦泰雄著『民間傳承と家族法』(昭一七・一二・日本評論社)、柳田國男著『先祖の語』(昭二一・四)がある。

註13、相續税の變遷については『明治大正財政史』第七卷『相續税』の項に詳しい。なお、簡略なものとしては大藏省主稅局『內國稅ノ稅率及納期ニ關スル沿革摘要』(昭八・七)がある。

註14、本稿を草するにあつては本研究所所藏圖書の他、國會圖書館支部農林省圖書館、同支部法務府圖書館、同支部大藏省圖書館及び市政專門圖書館を利用した。とくに各稅務監督局發行の『稅務統計書』(大正一二年以后)が揃つていたのは市政專門圖書館のみであつた。

一、家督相續と遺産相續

前民法相續法によつてわが國の舊相續制は家督相續と遺産相續とに二大別されていたが、この區別は明治三八年から四二年までの『主稅局統計年報書』が、いみじくも戸主と家族との分類をとつてゐるように、家督相續は家の相續

といわれるが、これは人が戸主として死亡した時に發生し、家族員として死亡した時には遺産相續をとることとなるのである。こうして年々の死亡者は戸主と家族員とに二大別され、前者は家督相續、後者は遺産相續という統計分類にくり入れられている。ここで注目しなくてはならぬことは、我が國においては死亡による相續のほかに生前相續というものが認められていた⁽¹⁾。遺産相續の統計の中には、相續税法の規定に従つて親族及び分家への贈與が入つてゐた。『主税局統計年報書』は相續の開始原因別として家督相續については死亡のほかに生前相續として「失踪、隠居、國籍喪失、入夫婚姻取消、養子縁組取消、入夫婚姻、入夫ノ離婚」の八分類をとり、遺産相續は初め「死亡、失踪、被相續人カ推定相續人ニ贈與シタルモノ、本家ノ戸主又ハ家族カ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈與シタルモノ」の四分類をとつたが、後に第三項の推定相續人への贈與が「親族ニ贈與シタルモノ」と代り、更にこれが「死亡、失踪、相續税法第二十三條第一項第一號ニ該當スルモノ、同法第二十三條第一項第二號ニ該當スルモノ」の四分類となつた。このように家督相續には生前相續が、遺産相續には親族・分家への贈與といつた準相續が入つてゐることを念頭に入れておかねばならない。

いま明治四三年から五カ年おきに區分し（但し大正九年より一四年までは關東大震災を考慮して六ヶ年とし）、五カ年間の一カ年平均の家督相續と遺産相續の實數と百分比を掲げると第1表(1)の如くなる。大正四年以降は年平均百三十數萬中家督相續は約三十萬、遺産相續は約百萬餘であり、前者は全體の約二割二分から四分、後者は七割六分から八分の比率にある。今昭和六一〇年をとつてみると、家督相續一に對する遺産相續は三・二四五となる。

次にこれを死亡者のみについて、家督相續と遺産相續の別即ち戸主と家族員とに分けて前表と同じやり方をとると第1表(2)の如くなる。即ち一カ年平均百二十餘萬の死亡者中戸主として死亡して家督相續の開始する者は二十數

第1表 (1) 一ケ年の家督相續と遺産相續

舊相續制の統計的分析

種 別 年 代	一ケ年平均實數 (單位人)			百 分 比		
	家督相續	遺産相續	計	家督相續	遺産相續	計
明43~大3	251,054	870,290	1,121,344	22.40	77.60	100.00
大4~大8	297,575	1,057,221	1,354,796	21.96	78.04	100.00
大9~大14	327,244	1,105,794	1,433,038	22.83	77.17	100.00
大15~昭5	308,112	1,040,462	1,348,574	22.84	77.16	100.00
昭6~大10	319,422	1,036,734	1,356,156	23.55	76.45	100.00

「相續開始數及課税區分表」による

第1表 (2) 一ケ年の死亡者中の家督相續と遺産相續の別

種 別 年 代	一ケ年平均實數 (單位人)			百 分 比		
	家督相續	遺産相續	計	家督相續	遺産相續	計
明43~大3	204,216	863,494	867,710	23.53	76.47	100.00
大4~大8	248,700	1,019,122	1,267,822	19.31	80.69	100.00
大9~大14	272,492	1,044,620	1,317,112	20.68	79.32	100.00
大15~昭5	268,212	990,984	1,259,196	21.39	78.89	100.00
昭6~大10	287,929	987,384	1,275,313	22.57	77.43	100.00

第1表 (3) 郡・市部別における死亡者中の家督相續と遺産相續の比率 (昭7~10)

	家 督 相 續	遺 産 相 續	計
市 部	25.72	74.28	100.00
郡 部	21.66	78.34	100.00
計	22.66	77.34	100.00

萬、残りの九十餘萬は遺産相續となる。家督相續と遺産相續の比は一九・三%對八〇・七%から二二・六%對七七・四%との間を動いており、漸次家督相續の比が増大してくる傾向を示している。また昭和六・一〇年をみると、家督相續一に對し遺産相續は三・四三%であり、ごく大雑把にみると、年々の死亡者中二三%

について家督相續、即ち家の相續が開始されることになる。そうしてこの部分について戦後の新民法により均分相續が開始されることとなるのである。

註1、近藤英吉著『相續法』（昭一二・四、新法學全集、民法Ⅴ）相續制度の種別の（六）において、生前相續と死後相續とに分け次のように述べている。「本來、相續は被相續人の死亡によつて開始すべきものであるが、我民法は被相續人の戸主権の喪失（戸主の隠居、國籍喪失、去家、女戸主の入夫婚姻）を以て家督相續の開始原因とし、全く外國法に類例なき生前相續を認めている。生前相續は財産承繼の範圍、相續人の責任及び相續の態様（占有權の承繼、對抗要件の要否）につき甚だしく死後相續と異なることに注意すべきである。（一五頁）

二、家督相續の検討

生前相續と死後相續 家督相續は上述のように相續開始原因別に八分類されているが、その内で死亡による家督相續が本來の相續であり、その他の七項目は云わば我が國になお残る生前相續に該當するわけである（失踪は死亡に準ずるものとみられるが）。この點から、家督相續における死亡による本來の相續と生前相續との比率を前と同様に五カ年おきにとつてみると第2表の②に見られるように生前相續は明治末期の一九%から大正年代には一七%となり、昭和年代には一三%、ついで一〇%弱へと漸減の傾向を示している。それにしても在來約一割の生前相續がなお存していたことは注目しなくてはならぬ事實である。この生前相續において大きな割合をしめるのは、第2表③にみえるように、戸主の隠居による家督相續の開始と家つきの娘である女戸主が嫁をとることによつて戸主権を喪失する入夫婚姻によるものとの二つである。そうして大正年代から昭和に入つての生前相續の減少は主として隠居の減少であることが判明する。すなわち明治末期より大正初期にかけて家督相續總數中一五%をしめた隠居が大正末期にもなお一四%

第2表 家督相續における死後相續と生前相續

(1) 一ヶ年平均實數(人)

種別 年代	死後相續 (死亡)	生前相續				合計
		小計	隠居	入夫婚姻	その他	
明43~大3	204,216	46,838	37,999	7,444	1,395	251,054
大4~大8	248,700	48,875	41,764	6,354	757	297,575
大9~大14	272,492	54,752	47,696	6,457	599	327,244
大15~昭5	268,212	39,900	33,553	5,734	613	308,112
昭6~大10	287,929	31,493	25,030	5,692	771	319,422

(2) 同上 百分比

種別 年代	死後相續	生前相續				合計
		小計	隠居	入夫婚姻	その他	
明43~大3	81.34	18.66	15.14	2.97	0.55	100.00
大4~大8	83.56	16.44	14.03	2.13	0.28	100.00
大9~大14	83.26	16.74	14.57	1.97	0.20	100.00
大15~昭5	87.05	12.95	10.89	1.86	0.20	100.00
昭6~大10	90.14	9.86	7.84	1.78	0.24	100.00

(3) 生前相續中における種別の百分比(生前相續を100.00とす)

	隠居	入夫婚姻	その他	計
明43~大3	81.12	15.90	2.98	100.00
大4~大8	85.45	13.00	1.55	100.00
大9~大14	87.11	11.79	1.10	100.00
大15~昭5	84.09	14.37	1.54	100.00
昭6~大10	79.47	18.06	2.47	100.00

であり、昭和に入ると一〇%、ついで八%と低下し、昭和六一一〇年代には明治末期大正初期（明治四三—大正三）にくらべると半減している。それにしても隠居の減少がとくにみられるのは昭和年代、特に昭和六年以後であることは注意しなければならぬ。入夫婚姻による家督相續もまた昭和六一一〇年代には明治末期の約六割の一・七八%に低下している。

地方別の考察 次に、こうした家督相續の開始原因別は、地方的にかなりの相違を示すものではなからうか。これを農林統計の地域区分に従つて全國を北海道、東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）、關東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）、北陸（新潟・富山・石川・福井）、東山（山梨・長野・岐阜）、東海（静岡・愛知・三重）、近畿（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）、中國（鳥取・島根・岡山・広島・山口）、四國（徳島・香川・愛媛・高知）、九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）の一〇區に分け、明治四三—大正三年、大正九—一四年、昭和六一一〇

第3表 生前相續の比

年 代 地 區	明43~ 大 3	大9~14	昭6~10
北海道	12.67	11.95	8.64
東北區	17.97	15.70	7.89
關東區	18.20	13.48	8.27
北陸區	21.70	20.85	11.32
東山區	23.78	21.79	11.51
東海區	20.74	19.95	13.45
近畿區	18.45	16.50	10.60
中國區	20.89	19.53	10.93
四國區	20.54	17.82	10.81
九州區	14.29	14.03	8.35
全 國	18.66	16.74	9.86

年の三期をとり、家督相續中における生前相續の百分比をみると第3表の如くなる。生前相續の比の大きなものは明治末期大正初期には東山、北陸、中國、東海、四國區の順であるが、大正末期には東山、北陸、東海、中國、四國の順となり、昭和五—十年には東海、東山、北陸、中國、四國となり、何れの期においても東山、北陸、東海の三區が生前相續の比が大であり、北海道、東北、九州の三區は低位を占めている。近畿・

關東區はこの中間に位している。

なお生前相續中に大なる地位を占める隠居による家督相續の開始をみると、第4表の如くである。隠居の家督相續

第4表 隱居の家督相續中に占める比率

地 區	年 代		
	明43~ 大 3	大 9~ 14	昭 6~ 10
北 海 道	10.28	10.17	6.91
東 北 區	14.87	13.70	6.49
關 東 區	14.14	11.40	6.34
北 陸 區	17.23	17.47	8.83
東 山 區	19.14	19.01	9.27
東 海 區	17.14	17.46	10.58
近 畿 區	14.92	14.06	8.25
中 國 區	17.70	17.45	8.91
四 國 區	17.89	16.09	9.19
九 州 區	12.45	12.65	6.92
全 國 (生前相續中に占める率)	15.14	14.57	7.84
	81.12	87.11	79.47

區であるが、昭和六―一〇年代において最低位にあるのは東北區であり、これにつぐのは北海道・關東・九州・東北の四

北海道は明治以降の開發地という點からこれを除いて考えると、東北、九州二區は法的制度としての隠居が少なくという點でこれが多い東海、東山、北陸、四國、中國區と對蹠的な地位にあることが判明する。

次に生前相續のうち隠居について多い地位をしめる入夫婚姻についてみる。入夫婚姻の家督相續中に占める地位は、明治末期より昭和一〇年に至るまでの期間において全體の二・九七%から一・七八%であり、ごく僅少のものであるが、これが生前相續中に占める率は明四三―大正三年において一五・八九%、大九―一四年においては一一・七九%と低下したが、昭六―一〇年には一八・〇六%と上昇している。これを前表と同じように地區別にみると第5表と

第5表 家督相續中の入夫婚姻に占める比率

年代	昭6~10	大9~14	明43~大3
地 區			
北海道	1.19	1.42	2.11
東北區	1.26	1.86	2.72
關東區	1.62	1.92	3.68
北陸區	2.24	2.69	3.97
東山區	2.16	2.60	3.74
東海區	2.63	2.31	3.23
近畿區	2.24	2.29	3.19
中國區	1.76	1.81	2.83
四國區	1.50	1.60	2.42
九州區	1.28	1.28	1.64
全 國	1.78	1.97	2.97
(生計に占める率)	18.06	11.79	15.90

なる。入夫婚姻の家督相續中に占める比率の大なるものは、明治末大正初期には北陸、東山、關東、東海、近畿であつたが、大正後期には北陸、東山、東海、近畿の順となり、昭和六—一〇年代には東海、北陸、近畿三區が大であり、東海、北陸二區は他の地區に比べて特異性を示している。ここでも九州が東北と共に低位を現わしている。

以上の考察によつて家督相續という前民法相續法による法的制度としての舊相續制の實施をみると、東海、東山、北陸三區と東北、九州二區（及び北海道區）とは對蹠的な姿をみせていることが判明する。即ち前者は生前相續が大という點において、後者はその逆に生前相續が小という點においてである。そうしてそれは主として隠居という制度の過少によるのである。ここに参考のため昭六—一〇年の各地區の家督相續の種類別百分比を第6表にあげておく。

縣 別 ここに取上げた農林統計の地區別分類が、はたして相續制といつた問題に對して妥當な分類であるかどうかはにわかに斷定しえない。とくに中部地方を東山、東海、北陸の三區に分つたことについての根據について疑いをもたれるものもある。しかし近年の農林統計はこういう大區分を一つの方法としてつていたということからこの區分を使用し、一おうこの區分に従つて相續制の地方的相違を伺つたのであるが、細かくみると、これは縣別によつて同じ東北地方の中でも岩手と秋田がかなり相違を示しているような例がみられる。これについては卷末「生前相續の

第6表 昭6~10年における家督相續の地區別百分比表

種別 地區	死 後 相 續	生 前 相 續				合 計
		小 計	隱 居	入夫婚姻	その他	
北 海 道	91.36	8.64	6.91	1.19	0.54	100.00
東 北 道	92.11	7.89	6.49	1.26	0.14	100.00
關 東 道	91.73	8.27	6.34	1.62	0.31	100.00
北 陸 道	88.68	11.32	8.83	2.24	0.25	100.00
東 山 道	88.49	11.51	9.27	2.16	0.08	100.00
東 海 道	86.55	13.45	10.58	2.63	0.24	100.00
近 畿 道	89.40	10.60	8.25	2.24	0.11	100.00
中 國 道	89.07	10.93	8.91	1.76	0.26	100.00
四 國 道	89.19	10.81	9.19	1.50	0.12	100.00
九 州 道	91.65	8.35	6.92	1.28	0.15	100.00
全 國	90.14	9.86	7.84	1.78	0.24	100.00

家督相續中に占める率の縣別表」——八一頁を參照されたい。この別表には家督相續中における生前相續の百分率及びその細目としての隱居・入夫婚姻による相續開始の家督相續中における百分比を、前と同様の三期にわたつてのせた。

別表によつて生前相續の家督相續中にしめる率の高い縣をみると、明治四三—大正三年期においては山梨、福井、大分、静岡、岩手、千葉、愛媛の順であり、大正末期には静岡、山梨、岩手、大分、石川、愛媛、島根であつたが、昭和六一〇年には静岡、滋賀、京都、島根、愛媛、大分と少し變つてきている。しかし静岡・大分・愛媛の三縣は何れの期においても高率を示している。またその低位の縣として秋田、鹿兒島、沖縄があげられるが、昭和六一〇年と鹿兒島というように對蹠的な立場にたつてゐることである。何故こうした相違が生まれたのかは今後研究しなくては

はならぬ一つの課題である。

隠居による相續開始が家督相續に占める率はほぼ生前相續の率に比例し、古くは山梨、大分、愛媛、福井、静岡、岩手であつたが、昭和になつてからは静岡、愛媛、大分、鳥取、滋賀、京都というように、山梨、福井は低下している。

入夫婚姻による相續の發生をみると、古くは山梨、福井、滋賀、東京、石川、千葉、京都という順であるが、ついで長野、三重、滋賀、山梨、岐阜、徳島、静岡となり、昭和になつてからは静岡、京都、滋賀、愛知、徳島、石川、大阪というように必らずしも隠居の率とは並行しない。岩手、大分、愛媛のように隠居のかなり盛んなところが高位にみられず、徳島・滋賀・石川の如きものが高いのが特徴としてみられる。これには婚姻慣習とのなんらかの關係を究明する必要がある。

都市と農村における相續（郡市部別）

さて、家督相續という舊相續制の實施をみると上述のような地方的な差違がかなりみられるのであるが、これは都市と農村においてどうであらうか。ここでは冒頭にのべたように『主税局年報統計書』のもととなつた七税務監督局編の『税務統計書』所載の郡・市部別統計を利用する。従つてこの分類の郡部をば農村とみるという前提にたつてゐることを了承しておいていただきたい。今昭六—一〇年五カ年間に於ける郡市部別を、生前相續の比率の高かつた東海區、中位の近畿區、最低位の東北區の三區をとり、死後相續と生前相續、「死亡、隠居、入夫婚姻、その他」と、前と同じ分類による百分比を出してみると第7表及び第8表の如くである。7表によつてみると、全國の市郡部別では生前相續の家督相續全體に占める比率において市部が一〇・四七%郡部が九・六二%であり、豫想に反して市部が郡部よりも若干高い。とわいえその差は一%未滿の〇・八五であるから、全

第7表 郡市部別による家督相續の種別比率
(昭6~10年)

種 別 地 區	死後相續	生 前 相 續				合 計
		小 計	隠 居	入夫婚姻	そ の 他	
全 國 { 市 部 郡 部 計	89.53	10.47	7.54	2.66	0.27	100.00
	90.38	9.62	8.04	1.44	0.14	100.00
	90.14	9.86	7.90	1.78	0.18	100.00
東 海 { 市 部 郡 部 計	87.32	12.68	8.87	3.62	0.19	100.00
	86.26	13.74	11.23	2.25	0.26	100.00
	86.55	13.45	10.58	2.63	0.24	100.00
近 畿 { 市 部 郡 部 計	89.43	10.57	7.66	2.78	0.13	100.00
	89.38	10.62	8.78	1.74	0.10	100.00
	89.40	10.60	8.25	2.24	0.11	100.00
東 北 { 市 部 郡 部 計	90.35	9.65	7.04	2.42	0.19	100.00
	92.39	7.61	6.41	1.07	0.13	100.00
	92.11	7.89	6.49	1.26	0.14	100.00

第8表 郡市部別による生前相續における隠居、
入夫婚姻、その他の占める率
(昭6~10年)

種 別 地 區	隠 居	入 夫 婚 姻	そ の 他	計
全 國 { 市 部 郡 部 計	72.04	25.39	2.57	100.00
	83.55	14.95	1.50	100.00
	80.11	18.06	1.83	100.00
東 海 { 市 部 郡 部 計	69.93	28.55	1.52	100.00
	81.75	16.38	1.87	100.00
	78.65	19.58	1.77	100.00
近 畿 { 市 部 郡 部 計	72.46	26.32	1.22	100.00
	82.65	16.39	0.96	100.00
	77.82	21.10	1.08	100.00
東 北 { 市 部 郡 部 計	72.92	25.07	2.01	100.00
	84.17	14.10	1.73	100.00
	82.30	15.93	1.77	100.00

國的に概観すると、昭和六一〇年頃には、市部と郡部において生前相續の家督相續中に占める割合はほぼ等しいと云うことが出来る。生前相續の家督相續中に占める割合が中位の近畿區、最低位の東北區もこの全國的傾向とほぼ一致し、ここではその差は僅かに〇・〇五%、東北區に於いてもその差は〇・〇四%にしかすぎない。このように市部と郡部の生前相續はほぼ等しい恰好を示しているが、この生前相續を構成する内容に於いては多少の差違がある。第8表は生前相續内部における隠居・入夫婚姻その他の割合を示したものであるが、それによると、全國に於いて生前相續の八割は隠居によるものであり、依然として隠居が生前相續という特殊な相續形態を維持する原因となつてゐることが判明する。しかしこれを市部と郡部についてみると、隠居の生前相續中に占める率は市部に於いて七二・〇四%であるに對し郡部では八三・五五%であり、郡部が一割餘高い。これに反して丁度逆に、入夫婚姻の生前相續に占める比率は市部が郡部より一割弱高い。このことは市部に於いては隠居は郡部に比べて相對的に少ないが入夫婚姻は郡部に比して相對的に高いことを示し、この隠居と入夫婚姻との生前相續中に占める地位は相對的對抗關係にたつてゐることを物語る。なお第7表によつて生前相續の家督相續中に占める地位をみると、市部が郡部より若干高い例として生前相續の最低位の東北區があげられるが、それも生前相續内部についてみると全國・東海・近畿と同じ傾向をとり、隠居は市部より郡部が高く、入夫婚姻は市部が郡部より高い率を示しているのである。以上のことから概観して、都市と農村を通じて生前相續を維持するものは隠居制であることがうかがわれるが、都市に於いてはその隠居制も生前相續中の七割二分であり、入夫婚姻による相續の開始が二割五分をしめ農村の一割五分に比して高く、入夫婚姻の相對的比重が大なることに注意しなければならぬ。以上にみてきた隠居と入夫婚姻の統計の内容について一言しておく。(上記の第1表—8表は、いずれも『相續開始數及課稅區分表』によつた。)

〔隠居〕とは云うまでもなく、老齡に達し肉體が勞働にたえないため家事の指揮權を相續人に譲るといふことにあるが、舊相續制の下における隠居の中には、この本來行われる隠居のほかに前民法相續法という枠というか、民法がねらつたわが國の家督相續制の維持のために生れた特別の法的措置による隠居が入つてゐるのである。いま中川善之助博士の『民法』（相續法）―岩波全書―によつてみると、隠居には普通隠居、特別隠居、法定隠居の三者に分つてゐる。即ち普通隠居といわれるのは通常行われてゐる隠居であり、町村役場へ戸籍上の届出をなしたものである。これは戸主が六〇歳に達し、能力完全な相續人の單純承認をうけた場合、女戸主が夫の同意をえた場合に行われる。これに反して特別隠居とは裁判所の許可を要するものであり、前者は戸主が六〇歳未満であつても疾病その他の正當な事由により家政を執ることが出来ない場合、または婚姻により他家に女戸主が入らんとする場合に裁判所の許可をえて發生するものであり、法定隠居は他家に入るべき婚姻を戸主が届出て誤つて受理された場合に起るもので、戸主の意見を付度した擬制隠居である。⁽⁵⁾今こゝで使用した『主税局統計年報書』はその統計が役場の戸籍吏からの報告をもととするから、この三者をすべて包含してゐるものと推定されるが、この隠居の中に普通隠居とはちがう特殊の隠居である特別隠居・法定隠居がどれ位入つてゐるか。これを司法省の『民事統計要旨』所載の區裁判所非訴事件中の「既濟事件にみえる隠居數」によつてみると、それは昭六一〇年において主税局統計にみえる隠居數の九・五%、一割弱である。⁽⁶⁾即ち上にみてきた隠居の内約一割は、こうした特別・法定隠居があることを了解しておかねばならない。

〔入夫婚姻〕 による相續の開始についても、隠居にみられるような法的な措置がある。本來入夫婚姻は舊家督相續制の建前から妻たる者が戸主であるために普通婚姻の如く夫の家に入ることが出來ず、夫が妻の家に入るといふ點に異色がある。民法制定當初は婚姻に際し別段の意思表示がない限り、女戸主たる妻の戸主權は入夫に移つたのであるが、大正二年戸籍法改正以來は、逆に入夫を戸主とする旨の届出がない限り妻が依然として戸主として止まることとなつた。かういふことになつてゐるから入夫婚姻という形式で結婚した場合にも、入夫の妻が依然として女戸主に止まる場合がある。今までのべてきた入夫婚姻による場合の相續開始は、大正以後入夫を戸主とする者の届出を出して發生した者についてであり、これが入夫婚姻という結婚數においてどれだけの地位をしめてい

る。これを昭六一〇年の五ヶ年について『帝國統計年鑑』によつてみると、同期の入夫婚姻總數は一二、六七四件であるから、入夫婚姻による相續の開始數は全體の四割五分であり、他の五割五分は女戸主として家督を把持していることとなる。なお同表において、入夫婚姻による家督相續の開始の率は都市の方が郡部よりも多いということは、都市においては入夫婚姻という形で夫が妻の家に入ると戸主權は妻たる戸主より夫へ移るといふことが多く、農村においては依然として、家付きの娘であつた妻の手に戸主權が把持されるという事情を明瞭に物語つてゐるものである。

相續人の種別 舊相續制にあつては家督相續は直系初生男子の單獨相續を旨とし、相續人は法定の順位によつて決定されていたが、男子がなく女子のみの場合には、婿養子或いは入夫婚姻という形でもつて家系を維持した。また相續する子がなかつたり相續人が急逝したりした場合には、被相續人が相續人を指定するか、親族會を開いて相續人を選定するということが法的制度として認められ、この種の相續は指定・選定相續といわれていた。家督相續制においてこの種の相續はどれ位あつたのであろうか。また果して家督及び遺産相續において相續人は直系卑屬でしめられていたであらうか。この點を究明するのに役立つのは『主税局統計年報書』の「相續稅表」である。というのは相續稅法の規定によると、相續稅は相續人と被相續人との血縁的關係の親疏によつて異なり、同法は相續人の種類を第一・第二・第三種の三つに分けてゐる。唯惜しいことにはこの統計は相續稅表の分類であるだけに、年々の相續の開始者のうち相續稅を納付した者にのみ限られてゐる。しかも年々の相續開始者中相續稅を納付する者は、昭和七―十年間の四カ年をとつてみると、家督相續においては全體の約一割、遺産相續においては約五分という僅少さである（後述）。したがつてこの一割或いは五分の例をもつて全體を推測するのは危険であるが、これ以外に目下のところ材料はないから、一おうここにその内容を類推する素材として提供しておこう。

『主税局統計年報書』は右の三種について次の説明を加えている。家督相続において、第一種とは「相続人カ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナル者」、第二種とは、(1)「相続人カ被相続人ノ指定シタル者」、(2)「民法第九八二條ニヨリ家族中ヨリ選定セラレタル者」(同法によるとこれは、一、配偶者但シ家女ナルトキ、二、兄弟、三、姉妹、四、一號ニ該當シナイ配偶者、五、兄弟姉妹ノ直系卑屬をさす)、(3)「被相続人ノ家族タル直系尊屬又ハ入夫ナル者」であり、第三種とは、「相続人カ民法九八五條ニ依リ選定セラレタル者」(同法によると親族會ニヨリ被相続人ノ親族・家族・分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ選定セラレタル者をいう)となつてゐる。この三種の内、第一種は通常の家督相続、即ち長男或いは長女が親の家をついだときにおこるものであるが、第二種はそうした法定の第一順位の相続人がない場合におこるものである。これは父親が死んで長男が戸主となつていたが、戦死してその子がない場合などに弟が選定相続人となつて家をつぐ場合などがあげられる。またこの時長男の妻が残つた場合には、寡婦は弟と再婚することによつて家産の分割乃至争いをさけることも屢々行われた(婚姻形式上からは逆縁婚といわれるものである)⁽⁷⁾。第三種は戸主が子がなくて死亡した場合、また弟妹のない一人子が戦死した場合などに起るものである。この「相続税表」の三分類を前と同様に明治末年から昭和一〇年に至るまで五カ年おきに區切り、その百分比を示したのが第9表である。即ち相続税納付者によつて家督相続制をみると、その九割餘(昭和六一〇年には九四%)が、第一種の直系卑屬が相続人となつており、第二種の直系尊屬とか配偶者その他家族中より選出される者は六分であり、更に第三種の親族會によつて選定される者は百分の一にみたくごく特異の事例であることとなる。またこれが郡市部別によつて相違するかどうかを、昭和七一〇年の四カ年をとり家督相続について検討してみると、次の第9表(2)如く、市部において第二種、第三種の全體に占める率が若干郡部より高い傾向を示している。そうしてこのように市部、都市において一割餘の第一種(直系卑屬)

第9表 (1) 家督相続の第一、第二、第三種別百分比
(相続税納付者のみ)

	一 種	二 種	三 種	計
明42~大 3	91.48	7.94	0.58	100.00
大 4~々 8	93.06	6.39	0.55	100.00
々 9~々 14	93.13	6.33	0.54	100.00
大15~昭 5	92.18	7.14	0.68	100.00
昭 6~々 10	93.23	6.14	0.63	100.00
々 11~々 15	94.35	5.08	0.57	100.00

第9表 (2) 郡市部別による家督相続の第一、第二、第三種別百分比
(昭7~10年)

	一 種	二 種	三 種	計
市 部	88.94	9.85	1.21	100.00
郡 部	94.48	5.07	0.45	100.00
全 國	93.24	6.14	0.62	100.00

以外のものがあるのは、先にみた家督相続における生前相続内部における市部の郡部との相違、入夫婚姻及びその他の原因による相続の開始が郡部より市部が多いということと相連關するものと思われる。

遺産相続は「家族ノ死亡ニ因リテ開始ス」るものであり、その遺産は家督相続とは異なつて同一家族員でなくても親族（例えば他家へ姻嫁したり養子にいつた子供達）にも分割されるのであり、同一順位の遺

産相続人においては均分を原則としている。例えば戸主でない母が死亡した場合、その遺産は家をついでいる長男だけでなく隣村に嫁入した姉、近くに分家した弟、都市で働いている三男という直系卑属が集まり、「泣く泣くもよい方をとる形見分け」が行われることとなるが、法律は平等に分割することと規定している。この遺産相続について『主税局統計書』は次の三種に分けている。即ち第一種とは「相続人カ第一種・第二種以外ノ者」である。前條と同様に遺産相続税を支拂つた者ハ直系尊属ナル者」、第三種とは「相続人カ第一種・第二種以外ノ者」である。前條と同様に遺産相続税を支拂つた者のみについて（遺産相続全體の五%にすぎないが）右の第三種別を年代的にみると第10表となる。この表で大正一四年前

第10表 遺産相續の第一、第二、
第三種百分比
(相續税納付者のみ)

	一 種	二 種	三 種	計
明42～大 3	91.82	5.93	2.25	100.00
大 4～大 8	92.68	4.62	2.70	100.00
大 9～大 14	93.34	2.24	4.42	100.00
昭和15～昭和 5	76.70	15.41	7.89	100.00
昭和 6～昭和10	66.57	23.86	9.57	100.00
昭和11～昭和15	63.34	24.45	11.21	100.00

れる。近年においては遺産の内六割餘が直系卑屬に、二割餘が配偶者及び直系尊屬、一割がそれ以外の者に相續されることとなつてゐると云えよう。

なお遺産相續について更に参考になるのは、相續税表の其五備考にある「相續税法第二十三條第一項第一號該當ノモノ」「同法第二十三條第一項第二號該當ノモノ」についての表である。前者は「親族」に贈與したもの、後者は「分家ヲ爲スニ際シ若クハ分家ヲ爲シタル後本家ノ戸主又ハ家族カ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈與シタモノ」をいう。但しこれは「不動産及ヒ船舶以外ノ財産ニツイテ贈與ノ價額ガ千圓以上ノモノ」に限定されている。この表も大正十五年の

と大正一五年即ち昭和元年以後との百分比の間には大きな開きがあるが、これは相續税法の改正に伴なうものである。遺産相續においては明治四三年から被相續人が推定相續人に贈與した者と共に、「本家ノ戸主又ハ家族カ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈與シタモノ」も入つていたのであるが、大正十五年相續税法の改正と共に、贈與はこの二者に限らず「親族ニ對シテ贈與シタモノモ遺産相續ト看做サレル」に至つたからである。

従つて大正一四年前と昭和元年以後との第二種・第三種の第一種遺産相續に對する一六%の開き(大正九一四年の六・六六%と昭和六一〇年の二三・四五%)はこの税法の改正に伴なうものである。特に右表において第三種が約二倍の比率を示していることもさることながら、第二種の「配偶者又ハ直系卑屬ナル者」の百分比が二割餘に上つてゐることが注目さ

相続税法の改正によつて整備されるに至つたが、一・二・三種の區分を行つてゐる。今大正一五―昭和五年、昭六一〇年の二期をとつてみると、前者では親族への贈與は一カ年平均四四、一八四人、分家への贈與は三、六二〇人、後者では各四八、二六一人、八九八人となつてゐる。⁽⁸⁾なお親族と分家への贈與をば、第一種（直系尊屬）、第二種（配偶者及び直系尊屬）、第三種（その他兄弟姉妹を含む）に分けてその割合をみると、昭和六一〇年期には親族への贈與中第一種は六五・二%、第二種二五・一%、三種九・七%であり、直系尊屬への贈與である第一種が六割五分を占めてゐることから、親のものを子にやることも多いことがわかる。第二種の夫のものを妻へ、妻のものを夫へ、それから子のものを親へという贈與は二割五分であるが、これは大正一五―昭和五年の一割六分に比して増加してゐる。これに反して分家への贈與をみると、昭和六一〇年において一種六五・二%であり、親が分家した子への贈與が常識通りに多いが、これにつぐのは第三種の三一・六%であり、ここに本家の兄弟が分家の弟妹へ遺産を贈ることが依然として行われていることが判明する。このことは第一種の贈與が父母の生前乃至は死亡直後に行われる遺産分割だとすれば、第三種のそれは父母の死後兄弟による遺産分割であると解釋され、前者が六割、後者が三割行われていることは、わが國の遺産相續ひいては家督相續の實際について示唆するところが多い。特に前述したように、家督相續中昔は二割、近年になつても一割をしめてゐる生前相續は、この遺産相續中に含まれてゐる準相續といわれる親族及び分家への贈與と關連して始めて解明されるのではないかと考えられる。

註1、日本勸業銀行調査部の『田畑賣買價格及小作料調』も昭和九年以後は『農林統計』と同じ地區別をとつてゐる。

註2、穂積陳重著『隱居論』（大正四年）には東北地方にはかつて隱居が許されなかつたことを述べ、その理由として「土地の面積に比して人口の稀薄なるがために農民に生涯退隱休養を許さざりしも、その一因にあらざるか。ここに姑く疑を存して先覺者の教をまつ」（一六四頁）とある。

註3、今ここで昭和六—一〇年において生前相續の家督相續中における割合の尤も大きな静岡縣をとり、税務署別に東部から西部にかけて市郡部別をみると(百分比)、下表のように、伊豆半島を管轄する下田税務署管内か生前相續(隱居)がもつとも高く、見付、濱松郡部が低い。この高低が何に起因するか、農業生産様式とどういう關聯をもつか(例えば山村・漁村と平田村)の研究は今後の探求課題である。

註4、前掲『隱居論』には、隱居をば宗教的・政治的・法律的・生理的隱居の四種に分けている。いわゆる隱居は陳重博士の「老衰又ハ疾病ノタメニ家長公私ノ事務ヲ執ル能ハズシテ隱居スル」生理的隱居(一一四頁)をさす。なお隱居制は「ドイツニテハ専ラ農民ノ間ニオイトノミ行ヘル。本邦ハ之ニ反シ從來隱居ハ主トシテ士族以上ニ行ヘレ、却テ農民ノ間ニ行ハレズ」(二〇〇頁)と述べているのは、今日の民俗學の研究成果からみて疑わざるを得ない。わが國の隱居についての民俗學の貴重な成果として、隱居には次の三形式があることが通説となつてゐる。(一)息子に嫁を娶ると四、五年も家長の見習ひのようなことをさせて、大體良しと見ると家督を譲つて自分等夫婦はさつさと隱居して仕舞う通常の隱居。(二)長男に家督を相續せしめると自分は新築の家へ隱居するのであるが、同時に次男以下の家族を全部連れて分家し、次男が妻帯してこの家を維持し得るようになると、父々自分は三男以下を連れて新築の家へ出ていくという隱居分家。(三)背水の陣をしいて新事業に乗り出す方法、明治初期にはこうした事例が多かつたといわれるが、往時入道と云われた隱居法。橋浦泰雄著『民間傳承と家族法』八七—九三頁。

註5、中川善之助著『民法』(四五頁)(岩波全書昭八・一二)

註6、既済事件中許可した隱居についてのみ男女別がある。それを見ると女子は全體の三八・二パーセントである。

註7、遺縁婚については青山道夫氏の研究がある(昭和二二・七『日本家族制度の研究』一一—二三頁)。

註8、かりにこれを同期の遺産相續税納付者總數と比較してみると、昭和前期に於て二者合計はその九〇・五%、後期では九一・四%となる。中でも親族への贈與が八三・七%、八九・八%となり、分家のそれは六・九%、一・七%となる。

静岡縣に於ける相續開始原因別
(昭6—10年) 百分比

		死亡	隱居	入夫婚姻	その他	計
郡部	田	78.11	18.63	2.39	0.87	100.00
	津	79.40	17.70	2.69	0.21	100.00
	下	82.91	16.02	0.99	0.08	100.00
	沼	79.20	16.03	4.04	0.73	100.00
	藤	84.37	11.38	3.66	0.59	100.00
市部	見	83.02	12.10	3.84	1.04	100.00
	濱	81.30	12.50	5.70	0.50	100.00
	津	84.37	11.58	3.89	0.15	100.00
	市	84.07	12.17	3.59	0.17	100.00
	岡	88.71	7.90	3.14	0.25	100.00

三、相續税と舊相續制

相續税を課したものと課しないもの 相續税は、當初家督相續にあつては課税價格千圓以下、遺産相續において課税價格五百圓以下のものは課税されなかつたが、大正三年同税法の改正によつて家督相續にあつては課税價格二千圓以下、遺産相續において課税價格五百圓以下のものは課税されないこととなり、さらに大正一五年相續税法の改正によつて、家督相續では課税價格五千圓、遺産相續では千圓以下のものは課税されないのである。また遺産相續には準相

第11表 相續税を課したものと課さないものの比率(%) (全國)

	明43~ 大 3	大9~14	昭6~10
家督相續			
課したものと課さないもの	15.61	23.24	10.53
計	100.00	100.00	100.00
遺産相續			
課したものと課さないもの	0.55	5.13	5.18
計	100.00	100.00	100.00
合計			
課したものと課さないもの	3.29	9.01	6.46
計	100.00	100.00	100.00

處分決定数の内未處分のものを除く

續ともいわれる親族又は分家への贈與が入つてゐることについては前述した如くである。このように相續税の課せられた者は相續する財産の課税價格に對する免稅點如何によつて多少異なることとなる。今ここで明治四三—大三年、大九—一四年、昭和六—一〇年の三期をとり、家督相續と遺産相續における相續税を課したものと課さないものとの百分比をみると第11表の如く、家督相續においては、大正九—一四年の課せられた者の割合が他の二期に比べて一〇%内外多い。これは後述するように相續税の免稅點が大正初年より据置かれたままになつてゐたのに、一方物價は第一次大戦中より漸次騰貴し、その財産評價額が上つたことに起因する。今明治末大正初期と昭和六—一〇年をみると、相續者全體の

第 12 表 相続開始原因別にみた相続税を課したものと課さないもの（昭7～10年）

舊相続制の統計的分析

		死 亡	隠 居	入 婚	夫 姻	そ の 他	計	小 計
家 督 相 続	課した	2.30	2.75	3.31	1.80	2.35	10.53	
	の { 市郡部	7.71	14.12	6.13	2.49	8.18		
	課さない	26.64	25.10	40.12	43.38	26.79	89.47	
	の { 市郡部	63.35	58.03	50.44	52.33	62.68		
計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		死 亡	失 踪	23條1項 1 號	23條1項 2 號	計	小 計	
遺 産 相 続	課した	0.19	0.23	39.11	14.93	2.05	5.55	
	の { 市郡部	0.28	0.93	60.89	85.07	3.25		
	課さない	24.19	47.32	—	—	23.01	94.45	
	の { 市郡部	75.34	51.52	—	—	71.69		
計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

實數は増加しているのに、相続税賦課者の實數とその非賦課者に對する割合は低下している。昭和六—一〇年には年平均三三、九四六人が家督相続税を納めるにすぎず、相続税の處分決定數（賦課・非賦課）を決定した家督相続者の一〇％にすぎない。遺産相続においては準相続の適用と相まつて、昭和六—一〇年には明治四三—大正三年の實數において約十一倍となつてゐるが、それでも遺産相続者數の五％にすぎない。家督相続と遺産相続とを合して相続税を支拂うものは、昭和六—一〇年において總數の六・四六％にすぎない。

ところで家督相続において「死亡、隠居、入夫婚姻、その他」という相続開始原因別に處分決定したもののうち、賦課と非賦課との割合を各項について昭和七—一〇年の四カ年にとつてみると、第12表のように、死亡による家督相続において相続税を課されたものは一〇・〇一％、隠居によるものは一六・八七％、入夫婚姻では九・四四％、その他では四・二九％、全體では一〇・五三％

第 13 表 郡市部別よりみた相續税を課したものと
課さないもの (百分比) 昭 7~10 年

		死 亡		隠 居		入 夫 婚 姻		そ の 他		計 (100.00)	
		A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
家督相續	市部	7.13	82.43	0.74	6.75	0.20	2.47	0.01	0.27	8.08	91.92
	郡部	9.82	80.63	1.56	6.42	0.16	1.28	-	0.13	11.54	88.46
	全國	9.03	81.16	1.32	6.51	0.17	1.62	0.01	0.18	10.53	89.47
		死 亡		失 踪		税法23條1 項1號		税法23條1 項2號		計 (100.00)	
		A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
遺産相續	市部	0.70	91.78	-	0.02	7.45	-	0.05	-	8.20	91.80
	郡部	0.37	95.65	-	0.01	3.88	-	0.09	-	4.34	95.66
	全國	0.45	94.68	-	0.01	4.78	-	0.08	-	5.31	94.69

A=相續税を課したもの B=課さないもの 『税務統計書』處分決定数による

舊相續制の統計的分析

五四

であり、隠居による家督相續において相續税納付者が最も高い。これは隠居して生前に相續人に家督を譲るのは富有な家に多いことを示すものといえる。なおこの傾向は明治末期大正初期においても同じである。遺産相續については相續税法二十三條 項一號の親族への贈與、同條第一項二號の分家への贈與が遺産相續と看做れるのは、不動産及び船舶を除く課税價格千圓以上を贈與したときに發生するものであるから、これらがすべて課税の対象になることは云うまでもない。死亡による遺産相續においてどうか。これを處分決定数についてみると、相續税を課せられたものは僅かに全體の〇・四六%であり、九九%までが課せられていない。⁽¹⁾

郡市部別による相續税賦課の相違 今昭和七—一〇年の四カ年をとつて處分決定数によつて市部・郡部の別をみると、第13表の如くなる。家督相續においては相續税を課せられたものの率は郡部の方が市部よりも多いが、遺産相續においてはその逆に市部の方が郡部より多

いということになつてゐる。さらにこれを相続の開始原因別にみると、郡部における死亡と隠居による家督相続における課税されるものの割合は市部におけるそれよりも高く、入夫婚姻とその他においては逆になつてゐる。また遺産相続についてみると、死亡、失踪、二三條一項一號（親族への贈與）の課税されるものの割合は市部の方が多いが、ただ二三條一項二號の「本家ノ戸主又ハ家族カ分家ノ戸主又ハ家族ニ、不動産及ヒ船舶ヲ除ク課税價格千圓以上ノモノヲ贈與スル」ものに對する課税される割合は郡部の方が多く、分家への贈與は市部よりも郡部の方が多いことが課税面からも裏付けられる。（第11表—13表は、「相続開始數及課税區分表」によつた。）

相続税納額別 相続税を實際に納めたもののうちでどの位の税額を納めたものが多いかを、『主税局統計書』の「相続税納額別人員表」によつてみると、第14表のように家督相続において税額五〇圓以下のものが明治末大正初期より大正末まで八割であつたが、昭和六—一〇年期には約五割となつてゐる。⁽²⁾即ち家督相続税を支拂つたもののうち半數は五〇圓以下の税を納めていたにすぎない。この税額から逆に課税された相続財産の額を逆算すると（家督相続の税率は一種二・三種によつて昭和六—一〇年には千分の五・八・一〇と比率が異つてゐるが、一種のものが九三%を占めてゐるから第一種の千分の五を使用し）、その相続財産の評価額は一萬圓となるから、相続税納付者のうち半數は一萬圓以下の相続財産所有者であつたことが判明するし、更にその内税額三十圓以下（相続財産の評価額六千圓以下のもの）が一九%をしめていた。更にこれを市郡部別によつて都市と農村における相違を昭和八年をとつてみると、市部の方が税額の低率なものの占める割合が農村よりも少ない。五〇圓以下の税額納付者は農村において五五%であるのに、都市においては三六%であり、一〇〇圓以下の税額納付者についても、都市五六%に對し農村は八〇%ということになつてゐる。このことから税額乃至相続財産の僅少なものが都市よりも農村において數多くゐることがわかる。

第14表 相續稅納額別人員百分比表

納 額 別	家 賃				遺 産 相 續			
	昭 和		昭 和		昭 和		昭 和	
	昭 6~10	昭 11~14	昭 6~10	昭 11~14	昭 6~10	昭 11~14	昭 6~10	昭 11~14
100,000圓以上	0.02	0.08	0.24	0.04	0.08	-	0.01	-
50,000	0.03	0.06	0.17	0.02	0.06	0.00	0.01	0.01
20,000	0.06	0.20	0.49	0.05	0.15	0.01	0.04	0.02
10,000	0.90	3.82	10.10	0.16	0.30	0.02	0.09	0.03
5,000	0.10	0.28	1.27	0.19	0.43	0.04	0.14	0.06
2,000	0.18	0.46	1.26	0.19	1.26	0.12	0.21	0.09
1,000	0.46	1.22	3.39	0.64	1.65	0.04	0.39	0.07
500	0.96	1.52	3.77	1.04	2.26	0.18	0.54	0.18
300	0.82	1.25	4.74	1.54	2.26	0.18	0.56	0.34
200	1.15	1.56	5.66	2.01	2.83	0.28	0.82	0.51
150	1.56	2.11	6.42	2.98	3.75	1.26	1.08	0.83
100	1.63	2.35	5.47	3.28	3.77	1.41	1.19	1.09
70	3.82	5.39	10.95	7.94	8.62	1.55	1.55	1.78
50	4.41	6.04	9.13	10.57	10.24	0.54	1.08	2.07
40	6.49	8.30	13.46	14.33	13.53	1.63	2.58	3.98
30	7.87	7.35	9.68	10.76	12.68	5.09	5.25	4.18
20	11.34	10.55	17.63	13.54	18.06	5.47	4.89	6.79
10	20.63	12.66	12.93	19.55	18.06	7.91	3.91	7.55
10圓未満	40.15	17.78	13.06	20.66	18.96	13.87	8.33	16.53
計	0.23	0.52	0.43	0.58	0.54	33.81	55.46	46.22
100,000圓以上	0.21	0.62	1.67	0.27	0.59	100.00	0.07	0.01
50,000	1.62	3.20	8.43	1.87	3.34	0.03	0.14	0.01
20,000	1.25	5.17	18.47	1.54	2.26	0.34	0.61	0.31
10,000	8.16	11.41	28.50	16.21	18.97	0.89	1.07	0.55
5,000	10.90	14.34	19.89	24.90	23.77	0.28	0.56	0.34
2,000	79.22	49.17	36.77	55.21	51.07	3.10	8.92	3.71
1,000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	4.15	8.19	6.58
500	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	92.10	10.77	8.12
200	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	84.86	89.05	85.07
100	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	80.71	89.05	85.07
50圓以下	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	92.10	84.86	85.07
計	0.90	0.90	1.67	0.27	0.59	1.01	0.07	0.01

次に遺産相続をみると、家督相続のように大正初期と昭和六―一〇年代にみられるような税額五〇圓以下のもの全體に占める割合の開きが三〇%というようなことはなく、大體八〇%代を維持していることが注目される。今こゝで昭和六―一〇年において税額五十圓以下のものの贈與財産額を推定してみよう。遺産相続において税額は財産評價額の千分の一〇、一二、一七と一種・二種・三種によつて異なるが、同期間における税額統計の内譯をみると、一種が六三%、二種が二一・七%、三種が一五・三%であるから、この百分比を參照して税額五十圓以下のものの平均贈與財産額を算定すると、一、六六九圓である。この程度の遺産相続乃至贈與をうけたものが、相続税を納めたものの全體のうちで昭和六―一〇年には約八五%をしめていた。なお市部と郡部の相違を昭和八年一カ年をとつてみると、ここでも僅少な遺産相続税を支拂うものの割合が郡部の方が市部よりも多い。郡部では五〇圓未満の税の納付者が八九・〇五%、一〇〇圓以下では全體の九五・六三%をしめているのに反し、市部では五〇圓未満のもの七八・一九%、一〇〇圓未満のものは八八・九六%であり、七%方郡部より少なくそれだけ高額の税額納付者が多い。⁽⁴⁾

相続財産の種類 相続財産の種類がどういふものであり、また農村において何が相続財産の主體をなしていたであろうか。大正一五年から新たに「主税局統計」に加えられた「相続財産課税價額種類別表」によつてこれを考察してみよう。この表によると大藏省では相続財産を次の一三種目（細かくは二〇種目）に分けている。即ち土地（田及畑、宅地、其他の土地）、築造物、立竹木、鑛山、船舶、有價證券（國債及地方債、社債、株式及法人の出資）、通貨及預金（通貨、銀行及信託預金、郵便貯金その他貯金）、債權（貸付金、その他の債權）、無體財産權、機械・器具及什器、商品・製品及原料品、農産物、その他である。

昭和一〇年「第六二回主税局統計年報書」によれば

イ、土地ニハ田畑ノ收穫期ニ至ラザル作毛・果樹又ハ苗木ノ價額ヲ包含ス
ロ、築造物ハ建物及其他ノ築造物ヲイフ

ハ、立竹木ハ宅地内ノ樹木及竹藪・桐畑ノ桐木又ハ山林・原野ノ立竹木ヲイフ

ニ、鑛山ハ鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル權利及之ニ附隨スル諸設備ヲイフ

ホ、船舶ハ船舶法ノ適用ヲ受クルモノ

ヘ、無體財産權ハ特許權・實用新案權・意匠權等ヲイフ

ト、農産物トハ穀物・其他ノ農業生産品ヲイフ（なお本分類は昭和六年より附加された）

チ、其ノ他ハ地上權・永小作權・土地賃借權等其ノ他ノ種目ニ屬シナイ一切ノ相續財産ヲイフ（⁶）

今昭和六——一〇年五カ年間に於ける相續財産の課税價額の合計を百分比にしたのが第15表である。家督相續において土地が相續財産の五〇・三四%をしめ、これに築造物の一〇・八五%を加えると土地と建物で全體の六一%をしめていること、これにつぐものは有價證券及び出資の一九・〇二%であり、これに通貨及び預金と債權を加えた動産が三〇%であることが明らかとなつた。さらにこれを昭和八年一カ年をとつて市郡部別によつてみると、農村（郡部）においては土地が相續財産の六〇・二五%をしめているのに對し、都市では四五・四一%であるが、有價證券及び出資、通貨及び預金と債權の三者合計の全體に對する割合は、都市が農村の一九・〇一%を遙かに上廻る三六・五八%であり、農村の不動産に對する都市の動産というこの好個の對照を裏書している。なお土地のうちでは田及び畑が、有價證券及び出資のうちでは株式及び法人の出資、通貨及び預金のうちでは銀行及び信託預金が、それぞれ大きな比重をしめている。⁵主税局の全國統計においては土地、有價證券及び出資、通貨及び預金、債權の細目を表のように分けているが、この全國統計の素材となつた全國七稅務監督局の「稅務統計書」ではこうした細目別統計を掲載してい

第 15 表 相續財産價格種類別 (百分比)

舊相續制の統計的分析

種 類 別	家 督 相 續				造 産 相 續			
	全 國	全 國 (昭8)			全 國	全 國 (昭8)		
	昭6~ 10年	市部	郡部	計	昭6~ 10年	市部	郡部	計
土 地	27.61 19.16 3.57 50.34	- - - 45.41	- - - 60.25	- - - 53.70	4.22 4.60 0.60 9.42	- - - 8.96	- - - 9.57	- - - 9.25
築 造 物	10.85	11.62	11.54	11.57	2.30	3.48	1.19	2.38
立 竹 木	2.56	0.19	4.65	2.68	0.27	0.04	0.74	0.38
鑛 山	0.01	-	0.03	0.02	0.05	-	-	-
船 舶	0.05	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02
有及價出證資券	0.90 0.64 17.48 19.02	- - - 21.34	- - - 8.81	- - - 14.33	0.87 0.15 18.45 19.47	- - - 20.95	- - - 11.78	- - - 16.54
通預貨及金	0.83 5.16 0.68 6.67	- - - 8.97	- - - 5.18	- - - 6.85	60.43 2.23 0.25 62.91	- - - 59.46	- - - 71.22	- - - 65.11
債 權	2.94 2.17 5.11	- - 6.27	- - 5.02	- - 5.57	1.63 0.82 2.45	- - 2.77	- - 2.65	- - 2.71
無・體 財 産 權	0.55	1.03	0.15	0.54	0.51	1.07	0.09	0.60
機 械 器 具 及 什 器	1.04	0.97	1.04	1.01	0.42	0.49	0.34	0.42
商 品 製 品 及 原 料 品	1.79	2.37	1.62	1.95	1.15	1.21	0.97	1.09
農 産 物	0.53	0.06	0.95	0.56	0.06	-	0.11	0.06
そ の 他	1.18	1.46	0.55	0.95	0.80	1.06	1.26	1.15
計	99.70	99.71	99.80	99.75	99.82	99.50	99.94	99.71
贈 與 の 價 額	0.30	0.29	0.20	0.25	0.18	0.50	0.06	0.29
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
控 除 額	0.53 9.22 0.04 1.32 11.11	- - - - 15.53	- - - - 10.44	- - - - 12.69	0.09 2.00 0.03 0.89 3.01	- - - - 3.44	- - - - 1.93	- - - - 2.72
差 引 合 計	88.89	84.47	89.56	87.31	96.99	96.56	98.07	97.28

ないので、惜しいかな全国的にみた市部と郡部における相違をうかがうことができない。

家督相續が行われる一家族當り（一戸當り）の相續財産の課税價額は、昭和六一〇年における全國平均二七、六一七圓（うち土地財産價額一七、九〇六圓）であり、控除額をひいたものは二四、五四九圓である。これを昭和八年における市郡部別にみると、市部では一家族當り平均五一、三七五圓であるのに對し、郡部では一八、八三〇圓であり、農村における（農家の）相續財産は都市居住者の三六%（約三分の一）にすぎないことが判明する。

遺産相續については先にのべたように、家族の死亡によつて開始する本來の遺産相續中相續税を課せられたものは僅かに百分の五にすぎないが、その税額中には相續税法による二三條一項一號、同一項二號による親族ならびに分家へ「不動産及び船舶ヲ除ク價格千圓以上ノモノヲ贈與シタ」ものが相當部分を占めていることから、家督相續とは全然異なつた形態を示している。前掲第15表遺産相續の項下にみえるように、昭和六一〇年五カ年の全體において尤も大きな部分を占めるものは、通貨及び預金の六二・九一%（就中通貨六〇%）であり、これに次ぐものは有價證券の一九・四七%、これに債權を加えるとこの三者で八四・八三%となる。これを昭和八年の一カ年をとつてみると、市部と郡部の相違は、遺産相續税中の主要部分をしめる右の三者の合計において市部八三・一八%、郡部八五・六五%であつて接近している。しかし郡部においては通貨及び預金が一〇%方市部より多いのに對し、市部に於いては有價證券及び出資が郡部より九%餘多く、都市と農村の經濟事情の相違をここにも浮彫りにしている感がする。なお一件當りの遺産評價額は三、〇五三圓で控除額をひくと二、九六一圓であり、家督相續一戸當り評價額の一割一分にすぎない。昭和八年における市郡部別における一件當りの遺産評價額は市部では平均一九、二二三圓、郡部では三、四七一圓であり、市部の一六%（約六分の一）にすぎない。

相續財産の評価

今まで相續税を賦課した結果についての統計を利用してきたが、いうまでもなく相續税は相續財産を評價して相續財産の課税價格を見積り、これより債務、公課、贈與、その他葬式費用等を差引いてこれに相續税法の税率を乗じて賦課される。そこで問題になるのはこの相續財産の價格の評價方法であり、この評價方法と課税の最低價格（いわば免稅點）如何が相續税を賦課されるものの多少を決定するといえるのである。就中農家にとつて重大な影響をもつのは、相續財産の課税價格の都市部別の検討に表われているように、郡部即ち農村においては昭和八年において土地が總相續財産の課税價額の六〇・二五%、築造物（即ち建物）が一・五四%であり、土地・建物を併せると七一・七九%となつてゐるような、土地と建物の評價方法が問題なのである。昭和年代の相續税法は地上權・永小作權・定期預金についての評價方法は明示してあるがその他のものについては明示がなく、相續人の申告にもとずくが、「課税價格ハ政府之ヲ決定ス」（相續税法第十三條）とあるだけである。そうして事實上これは税務署長によつて決定される。⁽⁷⁾いま相續財産特に土地・建物の評價がどうしてされたかを研究するに當つてまず参考になるのは、相續税が相續人の申告制をもつていた以上、本人からの申告書の記載例である。勝正憲著『税の話』（昭和四年刊）にのつてゐる相續財産目録という記載例によると、田、畑、宅地、山林、原野については反別と共に地價何圓、さらに單價一反又は一坪何圓、價格何圓、の記載を要求している。しかもこれには「未收穫物如何程金何圓ヲ包含ス」とあり、立木については一本の單價の他に樹齡別に本數をあげることとなつており、宅地については「内貸地何坪、貸家敷地何坪、自用何坪」の區分をしてある。建物については居室・土藏・店舗用土藏・工場・貸居宅に分け、おのおのその棟數と坪數を記載した上、一坪當りの單價並びに價格を併せてしるすほか、木造・瓦葺・平家建・何年前建築をも書出すことになつてゐる。この申告書の書式から土地・建物の評價にあたつては地價・單價と價格が出てくる。この價

格が何であるか、そのときの時價・即ち賣買取引價格かどうかといつたことが問題になる。この點に關して相續稅法の施行當時の明治三十八年一月刊、俣野義郎著『相續稅法要義』には「政府原案ニハ土地ハ賃貸價格ノ二〇倍、建物ハ賃貸價格ノ一〇倍トアツタノヲ衆議院ガ時ノ相場ト直シタガ、實際定メルトキハ賃貸價格ヲ標準トスルデアラウ」(三六―七頁)とある。⁽⁸⁾下つて大正年代では和田正彦述「相續稅法及び實務」(大正一五年、稅務講習會の講義案)には

「課稅財産ノ種目中ソノ分量多ク且此レガ評價ノ時々ナストキハ不公平ヲ來ス虞アル土地・建物ノ如キニ就テハ、便宜上豫メ標準ナルモノヲ作製シオキ、之ヲ基礎トシテ課稅ノ時々適當ナル課稅ヲ計ルベキデアル。

コレヲノ種目ニツキ課稅標準ヲ定ムルニハ、土地ニアリテハソノ地目、建物ニアリテハソノ構造、立木ニアリテハソノ樹種樹令ニヨリ區分シ、ソノ物件ノ狀況・需供ノ關係・利用價額等ヲ充分調査シ、狀況類似セル一定ノ區域ヲ定メ、ソノ區域中ニオケル中庸ヲ得タルモノハ價格ヲ以テソノ區域ニオケル標準率ト定メ、時々ノ適用ニ當リテハ、ソノ特定ノ課稅物件ノ特殊ノ事情ヲ見テ標準率ヲ適當ニ増減スル」(六八頁)

との指示を與えてゐる。この標準率によつて評價する方法はその後モ土地・建物の評價に用いられてゐた。そのことは、昭和一六年平田敬一郎述『相續稅法講義案』もほぼこれと同様のことを云つてゐることによつてわかる。⁽⁹⁾なおこの標準率が具體的に如何に作成されてゐたかについて參考になるのは、昭和一六年一月刊、大藏財務協會編『明解、稅の問答』にのつてゐる「不動産の評價」の解答である。

「相續財産ノ價額ハ、相續開始ノ時ニオケル時價即ち賣買價格ヲ以テ評定スルコトニナツテオリマスガ、財力ヲ見出スコトハナカナカ困難デアリマス。有價證券ノ如ク流通性ノ大ナルモノハソノ價格モ割合ニハツキリシテイル場合ガ多イデスガ、不動産ノ價格ハ殊ニ調査困難ノ場合ガ多イデス。

ソコデ稅務署デハ、情況類似スル區域内ニオケル賣買實例ヲ多數調査シ、土地賃貸價格ニ對スル實例賣買價格ノ倍數ヲ求メ、之

ヲ平均シ、ソノ平均倍數ヲ評定セントスル土地ノ賃貸價格ニ乗ジテ得タル金額ヲ以テ評定價額トスル方法ヲ講ジテ居リマス。尤モコレハ一般的評定ノ場合デアツテ、集團地ソノ他特殊事情ノアル土地ニ付テハ、一筆一筆ノ評定モ致シテオリマス」(六〇七八頁)⁽¹⁰⁾

この「土地賃貸價格ニ對スル實例賣買價格ノ倍數ヲ求メ、之ヲ平均シ、ソノ平均倍數ヲ評定セントスル土地ノ賃貸價格ニ乗ジテ得タル金額ヲ以テ評定價額トスル」という新しい評價方法が何時頃から、また全國的に行われたものであるかどうか。土地賃貸價格が昔の地價に代つて用いられたのは昭和六年四月以後のことであるし、また日本勸業銀行の『全國田畑賣買價格及び收益利廻調査』が昭和六年の第五回報告より「土地賃貸價格に對する賣買價格の割合」を問題として取上げているから、この頃より恐らく行われることになったのではなからうか。この方法によつて相續財産としての土地の評價が行われるとき、個々の土地の評價額は賣買價格に對して下廻ることも多いが、逆に上廻ることもでてくる。⁽¹¹⁾この點は在來の標準率という評價方法においてもみられるのであるが「ソノ區域中ニオケル中庸ヲ得タルモノノ價格ヲ以テソノ區域ニオケル標準率ト定メル」方法にくらべてより客觀的な評價方法が確立されたといえよう。併しこの賃貸價格による新らしい評價方法も昭和一六年臨時農地價格統制令施行までであり、それ以後は減租・免租年期地の特殊地を除く一般農地については「告示價格ノ範圍内ニ於テ適當ニ評定スル」こととなつた。⁽¹²⁾さて稅務署で行われていた右のような農家の財産(とくに土地・建物)の評價方法は、農林省で一般に使われている『農家經濟調査』における農家の農業財産の評價方法とどういう點で異なつていたであらうか。『農家經濟調査』において土地の評價額は「原則トシテ買價」によつた。この點において稅務署の當初の評價方法と大差ないが、それでも稅務署の評價が「田畑ノ收穫期ニ至ラサル作毛・果樹又ハ苗木ノ價額ヲ包含シタ」のに對し、農家經濟調査において

は「土地ソノモノデ立木・立毛ヲ含マナイ」點において相違した（後に税務署が賃貸價格による方法を用いるに至つて農家經濟調査の買價による方法とは異なるに至つた）。建物について税務署の評價方法は土地のそれと軌を一にしたが、農家經濟調査にあつて建物の評價は「買價又ハ建築（製造）價ヲ基礎トスル」ことはするが、これに年々の減價償却額が見積られていた點において相違する。即ち新築・新購入の場合を除いて、建物の時價は「築造費ヲ全維持年數デ除シタモノニ將來ノ維持年數ヲ乗ジ」て得られた。⁽¹³⁾この點において農家經濟調査の建物の評價が税務署のそれよりも幾分下廻つていたのではないかと考えられる。

農村における相續税納付者 さて農村において相續税をこれまで納付したものは一體誰であつたらうか。昭和八年をとつてみると、農村（郡部）において家督相續税を課されたものは一〇・五三%であり僅かに家督相續者數の一割にすぎなかつたが、しかもこの半數は税額五十圓未満（相續財産價格一萬圓未満）のものであつたことは上述したところである。ところで相續税は同法制定當初は相續財産の評價額千圓以上のものに課されたが、大正三年より一四年までは二千圓と免税點があげられ、大正一五年以後は更に五千圓となつた。明治末はさておき、大正年代相續財産が二千圓以上の農家また昭和年代相續財産が五千圓という農家はどの位の土地を所有乃至經營していたものだつたらうか。この點に關する大藏省主税局關係の資料はないので、今ここでは一般に用いられている農林省の『農家經濟調査報告』によつて本問題を研究することとする。前節でのべたように大藏省（税務署）の財産評價方法と農家經濟調査における農業資産の評價とは必らずしも同一ではないが、その差がどれ位「農家經濟調査」に響いているかをここにここで算定することは困難なので、今は兩者の評價がほぼ同一であつたという假定の下にたつて考察する。

まず大正年代の農家のうちで相續税を納めたのはどういふものだつたかを、大正一〇—一四年五カ年間の農林省の

『農家經濟調査報告』により、農業資産中から土地借入資本その他借入固定資本・負債を除いた農家の純財産をみると、自作農は平均一五、七六八圓乃至二一、三六〇圓、自小作農は平均八、三八四圓乃至一〇、八〇三圓、小作農は平均一、八四四圓乃至二、三七九圓であり、三者の平均は八、七五二圓乃至一〇、五三八圓となつてゐる。⁽¹⁴⁾これによると相續財産の評價額が二千圓以下であつて相續税を免れるものとしては小作農のみが問題であり、他はいずれも相續税を納付するものの内に入る。ところで由來農家經濟調査はその記帳という困難な仕事を達成するということから、どの層においても比較的經營規模の大きな優秀農家が結果として選定されている。ここで問題となつた延べ二一戸の小作農家もその經營面積（田畑）は平均一町三反乃至一町四反七畝であり、所有面積は六畝二步乃至七畝二五步であり、當時の小作農家においても優秀農家と考えられるから、この小作農家の平均純財産價格が時として（大正二・一四年度）相續税の免稅點二千圓を上廻ることがあつても、これを以つて一般の小作農家を律することはできない。したがつて、一般の小作農家は、大正年代においては相續税を支拂わなかつたとみてよからう。

次に昭和年代に入つてはどうか。これを昭和七—一〇年四カ年間の農家經濟調査において調査農家の純財産價額をみると、自作農は平均九、二二圓乃至九、四三三圓、自小作農は平均四、八二一圓乃至五、〇一五圓、小作農は平均一、八三〇圓乃至二、〇八四圓、三者の平均は五、二九四圓乃至五、五一一圓である。⁽¹⁵⁾當時の相續税は相續財産の評價額五千圓以上のものに課されたのであるから小作農は勿論相續税納付の圈外にあり、問題になるのは純財産價額が五千圓に接近し、時として五千圓を上廻つてゐる自小作農についてである。この農家經濟調査に選定された自小作農は平均經營耕地面積一町二反四畝乃至八畝、所有耕地面積六反一畝乃至六反五畝という自小作農層においても上位の、今日の區分によると自小作ではなくして自小作に屬する部類のものが多かつたと推定される。従つて昭和七—一〇年に

農村において相續税を支拂つたものは地主・地主兼自作・自作及び一町二反前後經營の自小作農であつたろう。

なおここで注意しておきたいのは自作・自小作・小作農の純財産價額が、昭和七—一〇年においては、大正一〇—一四年に比して半減に近い數字を示していることである。これは農家經濟調査に選定された農家が異なり、經營耕地面積も所有面積も縮少していることの他に、この間にあつて純財産價格の六割を構成する土地（田畑）の時價が約四割方下落したことが作用している。⁽¹⁶⁾ またこのことが自小作農（自小作と小自作を含めた）が大正一〇—一四年代には相續税を支拂つたのに、昭和七—一〇年には自小作農のうちの小自作は脱落し、今日の言葉でいう自小作のうちでも上位のものだけが相續税を支拂うこととなつた大きな要因である。このようにみまると、相續税が農村・農家にあたえる影響は免稅點とともに、實は相續財産の評價の基本となつた田畑の賣買價格の上下に左右されることが大きかつたと云わなければならない。ところがこうした田畑の賣買が統制されてくると、この土地の評價方法と評價額とが直接農家に響く重大問題となつてくる。

註1、この點から遺産相續税に親族並びに分家への贈與に關する課税（本來贈與税と云える）が後に附加されたのは、稅收入の増加が見込まれていたことは明らかである。

註2、この納額者數と、先の相續税を課さないものとの數（處分決定數）とは同一年度に於て一致しない。というのは年々若干の未決がありこれが翌年度にくりこまれていくということ、相續税を課したものの中には「相續税ヲ課セラレタル後五年又ハ七年以内ニ於テ更ニ相續開始シタル場合、前ノ相續稅額ニ相當スル相續税ノ全額又ハ半額ヲ免除シタルモノ」も含んでいるからである。

註3、以下昭和八年をとつたのは昭六—一〇年五ヶ年の眞中の年であるというよりは、相續税の課稅評價額・稅額その他において五ヶ年の平均値に近い數字を示していることによる。

註4、なお昭和六—一〇年における一ヶ年平均の家督相續の稅額は二、四五八萬圓、遺産相續のそれは四二〇萬圓であり、家督相

續の税額の約六分の一全體の一四%にすぎない。

註5、第16表中昭和八年の表において、控除額のうちの「公課・債務贈與の義務・其ノ他」の四分類は、七稅務監督局のうち仙臺監督局がこの細分類をかかげていないため全國的な集計ができない。

註6、昭和五年までの年報は「商品・製品及原料品」と農産物は二つに分れず「商品・製品及穀物」となっており、その註には「商品・製品及穀物ニハ半製品及原料品ヲ包含ス」とある。

註7、勝正憲著『税の話』「課税價格は申告により（申告なきときは又は申告を不相當と認めるときは稅務署長の認むる所により）稅務署長が之を決定し、納稅義務者に通知する。」（二〇八頁）

註8、ここにいる貨賃價格は、ちんがし價格—實際行われている借地料と借家料をいい、後の法定貨賃（チンタイ）價格とは異なる。註9、なお土地について「土地ハ土地臺帳記載ノ地目ニヨラズ現況ニヨリ地目ヲ定メネバナラヌ」と注意している。（和田述「相續稅法及實務」四七頁）

註10、相續財産評價のための素材は、本人の申告の他に相續開始地の市區町村長よりの通報を重んじ、稅務署・市區役所・町村役場若くは登記所の諸帳簿を參考とした。これについて和田述の前掲書には「稅法第十二條ハ市區町村長ニ對シ相續開始ノ事實ヲ報告スルノ義務ヲ負擔セシメテオルガ、單ニソノ事實ノミノ報告ニテハ、稅務署長ハ單ニ相續開始ノ事實ヲ知ルノミニテ、ソノ被相續人ノ財産狀態ニ付テハ何等知り得ナイノデアル。仍テ稅務署長ハ課稅資格ノ有無・財産ノ價格ヲ自ら調査セネバナラヌガ、被相續人ノ財産狀態等ニ就キ比較的豐富ナル智識ヲ有スル市區町村長ヲシテコレヲ點ヲモ併セテ通報セシムルコトヲ得バ、大ニ課稅ノ參考トナルモノナレバ、稅務署長ハ市區町村長ト協議ヲ遂ゲ、相續開始ノ事實報告ト同時ニ被相續人の資産の有無・種類・見積價額・未納公課ソノ他課稅上參考トナルベキ事項ノ通報ヲ求メナケレバナラヌ」と述べている。（和田述一〇〇頁）

註11、例えば日本勸業銀行調査部の『第六回田畑賣買價格及收益利廻調査』（昭和十二年）によつてこの關係をみると、全國平均の賣買價格對貨賃價格の割合は、田において一七・四%である。これをかりにある稅務署が標準とした倍數とし、これを甲の田の貨賃價格二一・三四圓（東北）に乘じて評價課額を出すと三七五圓となり、その賣買價格三四三圓を上廻ることとなる。これを乙の田の貨賃價格二五・七四圓（北陸）に乘じてみると四五三圓となり、その賣買價格四六〇圓に接近するが、更にこれを丙の田の貨賃價格二五・九四圓（東海）に乘じて算定すると、評價額は四五七圓となつてその賣買價格五三九圓を遙かに下廻ることとなる。

註12、「臨時農地價格統制令」發布後の土地の評價について、平田述の講義案は次の如く記述している。

臨時農地價格統制令ノ施行ニ依リ農地ノ價格ハ、原則トシテ同令第三條第一項本文の額(告示價格)ヲコエテ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ザルニ至リタルヲ以テ、相續稅課稅上農地タル相續財産ノ價格ヲ評定スル場合ニ於テ以下ノ場合ヲ除ク外、告示價格ノ範圍内ニ於テ適當ニ評定スベキデアル。(昭一六年主秘五八五號通牒)

(イ) 臨時農地價格統制令ハ、農地ヲ農地トシテ利用スルタメ讓渡スル場合ノ價格ヲ統制セントスルモノニシテ、農地ヲ宅地等ニ變換シテ利用スル等ノタメ讓渡スル場合ノ價格ニハ適用ナキモノデアルカラ、市ノ區域内ノ土地ソノ他集團宅地接近地ノ如ク宅地等ニ利用可能ノ土地ニシテ既ニ宅地等ノ素地トシテノ期待價格アルモノニ付テハ、同令ノ價格ヲコエテ課稅上ノ價格ヲ定ムルヲ差支ヘナイ。

(ロ) 臨時農地價格統制令第三條第一項ノ率ハ、減租年期地タルト普通地タルトヲ單ハズ同一ノ率トナリ居ルモ、特ニ低廉ナル賃賃價格ヲ附シアルモ、各種減租年期地ニ對シ普通地ト同一ノ率ニヨリ價格ヲ定ムルノハソノ妥當ナラザルコト明ナル所ニシテ、同令施行規則ニ於テモ同令第三條第一項但書ノ規定ニヨリ許可事項ノ一トシテ掲ゲテキル狀態デアルカラ、減租年期地ニ於テハ同令ノ價格ヲ超エテ課稅上ノ價格ヲ定ムルモ差支ナイ。

(ハ) 免租年期地ソノ他賃賃價格ノ定メナキ農地ニ付テハ告示價格ヲ定ムルコトナク、農地ノ讓渡アル都市讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲウルベキモノニシテ、豫メソノ統制價格ヲ知ルコトガ出來ナイカラ、コレヲノ土地ニ付テハ臨時農地價格統制令ノ規定ニ拘ラズ、適當ニ課稅上ノ價格ヲ定ムル必要ガアル。

(ニ) 臨時農地價格統制令第三條第一項但書ニヨリ許可ヲ受クルトキハ、告示價格ヲコエテ取引ヲナシウルモノデアルガ、同一ノ地域ニ於テ右ノ許可ヲ受ケタルモノ多數アル場合ノ如キハ、當該地方ノ告示價格ガ適當ナラザルヲ證スルトイフヲ得ベキヲ以テ、カ、ル地域ニ付テハ告示價格ヲコエテ課稅上ノ價格ヲ定ムルヲ得ル。

(ホ) 前各項ノ規定ハ臨時農地價格統制令施行後ニ開始シタル相續ニ對スル相續財産ノ評價ニ付適用スベキモノナルモ、同令施行前開始シタル相續ニ對スル相續財産ノ評價ニ付テモ、前各項ニヨルヲ適當ト認メタル場合ニ於テハ之ヲ適用シ妨ゲナイ。

註13、稻葉泰三稿「農林省農家經濟調査の沿革」(「農業綜合研究」二の一、昭二三・一)

註14、大正一三・一一、農商務省農務局「農家經濟調査」(大正一〇年度、昭二・二、農林省農務局「農家經濟調査」(大正一三年度)附録として大正一一年・一二年度の「農家經濟調査」あり。

註15、農林省農政局『自昭和七年度至昭和十六年度、年次別農家經濟調査成績』第一〇表純財産（三〇—一頁）
註16、前掲『田畑賣買價格及小作料調』（昭和一五年現在）

む す び

大藏省主税局の相続税關係の統計の検討を通じて、本稿では僅かに相続の開始原因という點と相続税の賦課・納付という二點から、舊相続制を問題とすることができたのに止まる。このことは本來主税局の統計が相続税の賦課、その結果としての税收入の公表という特定の目的を果たすために編纂されているという性質からくる當然の歸結であり、豫め前提とされていたことでもある。ところで永々と述べきたつた統計の検討を通じて、總括的にとらえられた舊相続制の實態はいかなるものであつたか。これを、(一)法的制度としての舊相続制自體の構造、(二)舊相続制の特長の一としてあげた生前相続にみられる地方的乃至郡・市部別の差違、(三)相続税との關係の三點を問題として取上げ、最後に冒頭にかかげた制定法と慣習・慣行との問題に言及することとする。

(一) 法的制度としての舊相続制の構造の特色は、云うまでもなく家督相続と遺産相続の並立であり、前者は戸主として死亡した場合に開始される家の相続であり、後者は家族員として死亡した場合に開始される個人の財産の相続であつた。この二相続制の施行をみるとだいたい年々の相続總數中家督相続は約四分の一、遺産相続は四分の三であつた。しかしながらここに注意しなくてはならぬことは、本來相続は死後に行われるものであるが、我が國においては生前相続というものが家督相続の戸主權とからみあつて制度として認められていた。即ち家督相続は戸主の死亡によるばかりか、「失踪、隱居、國籍喪失、入夫婚姻取消、養子縁組取消、入夫婚姻、入夫ノ離婚」等の原因によつて開始

されるのであり、家督相續という制度自體の構造の中に生前相續は本來含まれていた。しかもこの生前相續は明治末大正初期において家督相續中の二割近くをしめ、漸減の傾向を辿つたといへ大正後期においてなお一割六分をしめ、昭和六—一〇年においても一割を保つていた。生前相續を存続させたものは主として隠居と入夫婚姻、中でも隠居であつた。この隠居には特別隠居・法定隠居も含まれているが、それは隠居全體の一割にすぎず、大半は六〇歳以上の老齡に達したため家事の指導權を息子に譲る「俗ニイウ隠居」(普通隠居)であり、それが都市よりも郡部即ち農村に多かつた。しかもここでみた主税局統計にあらわれた普通隠居は、少なくとも町村役場への届出によつて戸籍面の移動を確認されたものに限られているから、事實上の隠居はもっと多いとみななければならない。このことは、云わば統計にうき上つてくる隠居制を底にあつて維持したのは慣習・慣行としての隠居制であつたことを意味する。また法的制度としての舊相續制が隠居制をとり入れたのは、前民法制定當初農民の慣習を考慮したかどうかは疑わしいが、ともかくも結果としては在來の農民の慣習を承認し、これに法的根據を與え、その存續を助けるという役割を演じたといえよう。このように家督相續制の構造自體の中に慣行・慣習と結びついた生前相續が確立していたとすると、それは遺産相續とは無關係であつたろうか。いなこれが遺産相續に影響を及ぼすことが當然考えられる。というのは兩者の併存は相互の對立ではなくて關連においてであるから。そのことは前民法相續法の遺産相續の第七七條、及び相續稅法中の遺産相續の項に明瞭に表われてくる。遺産相續は本來「家族ノ死亡ニヨツテ開始サレル」ものであり、個人の財産を推定相續人が分割するわけであるが、必らずしも家族の個人財産の分割・承繼に限らないで「本家ノ戸主又ハ家族ガ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈與シタルトキ」、「親族ヘ贈與シタルトキ」にも發生するものであり、そうしてこの贈與という準相續には生前・死後という限定も附せられていないので、生前贈與も當然含まれているのである。

このように遺産相続の準相続に生前贈與が入っているのは、まさしく家督相続における生前相続と相呼應するものである。上述したところからみて、生前相続は舊相続制という制度自體の構造中に確立されていたといえよう。

さてこの生前相続は舊相続制においてどういう内容と意味をもつたのであらうか。ここでもまず遺産相続に含まれている贈與という準相続が家督相続とどういう連關をもつていたかという問題をとりあげて、生前相続のもつ實質的内容の面を考察する手がかりとしよう。生前・死後の親族並びに分家への贈與には、少くとも「本家ノ戸、主ガ分家ノ戸主ヘ贈與スル」ということは、多くの農民にとつて家の財産の分割として考えられており、これは相続財産（相続した或は相続すべき）の事實上の分割であるとみられよう。ここで想起されるのは、前民法における分家の取扱ひ方である。前民法は家督相続による長子單獨相続をおしたため、分家については僅かに親族法の總則第七四二條に「分家ガ戸主ノ同意ヲ得テ」成立することを規定しただけであり、肝心の分家成立の基礎である財産分割については僅かに民法第七條、遺産相続の相続分の項でふれるに止まつた。しかしながら農村において現實に分家が成立するためには、なんらかの經濟的基礎が必要であり、多少なりとも本家の財産の分割乃至贈與によつて分家は發生した。この分家の場合の重大な財産分割は、民法から故意に見棄てられて農民・農村の慣習慣行に委ねられていた。ところがこうした分家に伴う本家の財産分割が行われる現實を、國家財政は默視することができなかつた。しかもこれを財産分割という形で民法の規定にまでもり上げるとは、あくまでも財産の不分割を旨とする家督相続制からは出來ないので、これを前民法相続稅法中の遺産相続の項に入れ、しかもこれを贈與という形においてとらえた。本家から分家への財産の分割が事實上行われても、それは分家する次男なり弟なりの法的な權利から發生するものではなくて、本家の戸主である親なり兄なりの恩恵にもとずくものであり、その限りではあくまでも法律的には贈與であるという見解

がとられたことを意味する。その限りに於いて長男單獨相續の立て前は貫かれ、分家の經濟的基礎である財産の分割が法律的に規定されなかつたのは當然であり、分家による家産分割は戸主の見込みに従い、七分三分とか八分二分、或いは三分ノ一、四分ノ一という財産分割も農民の間に於ける事實上の慣習・慣行として放置され、ただその結果である事實上の分割財産（贈與財産）に對しては、これに相續並びに登記税を賦課して捕捉することとしたのである。このように法的制度としての舊相續制は、一おうの矛盾のない法律的構成をとつていたようであるが、しかしこれを事實上の面、法律の機能というか法律が運用された實際からいえば、分家による事實上の財産分割は、相續税法の適用によつて明確に法的制度の一環として認められ、その存在の力を示したといえよう。そうしてこのことはひとり分家への贈與に止まらず、親族への贈與にもみられるところなのである。このように遺産相續にくり入れられた準相續にみられる生前・死後の贈與が、その内に財産分割を含んでいたとすると、當然それは財産の不分割を旨とする長子單獨相續である家督相續に響いてくる。その場合に問題となり、これと關連して考えられるのは生前相續である。

生前相續並びにそれと關連する財産分割の慣習・慣行は必らずしもわが國獨得のものでなく、東南アジア諸國の中國でも、また西歐ドイツでも農民の間に行われていた。⁽¹⁾しかし同じ東南アジアに位する中國の農村においては、日本と對蹠的な均分相續を行つていたが「父母います時に家産を分割し分家することは好ましいことではない」という社會通念が確立してゐて、それは農民の意識にまで入つており、つとめて生前分割をさけようとしていた。⁽²⁾ところが日本の農村においてははこうしたタブーはなかつたばかりか、寧ろ生前において財産を分割し分家・新家をつくることを誇りとしたし、刻苦精勵によつてえた金で土地を新らしく購入した時でも、かなりの土地をもつ農家においては、そ

の一片の土地を父親の名義にも推定相続人である長男の名義にもしないで、次三男の名義で登記することが屢々行われた。このように日本における生前相続ないし生前分割の強さは、中國農村とくらべると一層明らかとなる。つまり生前において財産が分割され或いは分割が豫定されていたのであるから、父親が死んで長男單獨相続の家督相続がいざ開始される時には、既にある程度の財産分割が行われていたこととて、大した紛争もなく家の相続が行われた。こう考えてくると、これまでの舊相続制において長男單獨相続といつても、姉妹の嫁入の費用、弟の分家或いは學資、都市で商賣をする弟への出資というような形で、財産の分割は均分でなくとも多少とも行われていたことは見逃すことができない。つまり生前相続はこうした生前の財産分割を内につんでもつてゐるものである。家督相続における隠居等による生前相続も、遺産相続における分家等への生前贈與と相連なり、生前における財産分割の存在を示すものといえよう。生前相続が舊相続制という法的制度の中にとり入れられていたことは、それに伴つて生前の財産分割の慣行が實質的にも存続し得たことを意味する。同時にそれは財産の不分割を旨とする長子單獨相続の家督相続制の下にあつて、事實上生前・死後の財産分割がかなり行われたことを物語る。上述したところから舊相続制という法的制度の構造自體の中に、その本旨とは反する財産分割を事實上行わさせる因子を包蔵していたといえよう。さて生前・死後における財産分割はどういうようにして行われたか。この問題は今後なお研究を要する課題であるが、今ここで司法省が明治一〇年及び一三年に全國の「民間慣行ノ成例ヲ採録」した『全國民事慣例類集』によつてみると、分家による財産分割は「戸主ノ見込ニ從ツテ定分アルコトナシ」というのが原則となつてゐるようであり、その財産分割の割合は農家の經濟力に應じて變つたが、均分という形をとるものは稀少であり、分家が本家よりうける「分與ノ額ハ大抵三分ノ一、或ハ四分ノ一ヲ超過セサルコトガ一般ノ通例」であり、七分三分或いは八分二分程度

(本家八割、分家二割) 又は十分の一度であつた⁽⁴⁾。何れにしても家族制度が農村社會を形成する基盤として作用するとはその後も大した變化はなかつたこととて、相互の扶助を旨として本家をもりたてる恰好で分家が財産分割によつてうける額は、最近まで三分の一以下であつたと考えても誤りなからう⁽⁵⁾。ただこれが法的な保證がなく親が子をおもひ、兄が弟をおもいやるという自然の感情を第一とし、これに農村社會をつつむ分家の慣行が働きかけるのに止まつたところに問題がある⁽⁷⁾。長子單獨相續を支柱とする舊相續制の下にあつて隠居・分家による財産の生前死後分割も、實は分割ではなくて、法律的には贈與であるというひ弱い日蔭の草に似た存在であつた。しかし今日われわれが新民法の均分相續の實施に直面し、財産の不分割を旨とした舊相續制に永年なれた眼からその異常さに驚く前に、舊相續制自體の内に生前相續や事實上の財産分割が包含されていたこと、並びにそれが慣行・慣習として存續してきた事實を認識しなくてはならない⁽⁸⁾。そうしてこの事實の認識はまた新しい立法に對する正しい批判と理解を生むであらう。

(二) 本稿において生前相續を地域別、府縣別、郡市部別に考察し、その間かなりの相違があることを見出した。この差違が何に起因するかは、ひとり相續制だけでなく相續、分家、婚姻などを含めた家族制度全體の解明をまつてはじめて可能になるのであるが、また逆に相續制にみられるこうした差は、今後の家族制度の研究に對する一つの指針ともなる。地方的な生前相續の差違が生じた原因は、かつて穂積陳重博士が指摘されているように舊幕藩制における政策もその一にあげられるが、家族構成と婚姻年齢とが關係するところが大きいのではないかと考えられる。隠居が発生することは家族構成からみると、夫婦ないし夫婦と子の他に、隠居する親が家族中に含まれていることを前提としなければならぬし、また婚姻年齢が低く早婚が行われるところではそれだけ早く次の世代のものが生れることに

なるし、また概して早老となり易いのではないかと推察される。

まず、家族構成の問題をとりあげ、戸田貞三博士の大正九年の國勢調査による研究成果によつてみると、三世代以上の家族の家族總數に對する千分比は、全國で二九〇・六であり、全國都市では一五二・一であるのに對して全國郡部は三二三・三という高さである。これを地區別の郡部についてみると、東北地方郡部が四三一・八で最も高く、北陸區がこれにつき、ついで中國・中部地方の二區となり、關東・四國二區がその次であり、九州・近畿二區は千分の三百を下つて低位にある⁽⁹⁾。ここで先の生前相續、特に隱居の地方區別の第4表の大正九—一四年期とあわせ考えてみると、東北地方では三世代以上の家族のしめる割合が全國で尤も多いのに、隱居の率は全國中低位にあつて二者は相符合しないし、隱居の率が全國中尤も高い中部地方も三世代以上の家族のしめる割合においては四位であつて、必らずしも一致しない。いま同期における隱居の家督相續中にしめる割合を大きいものからあげると、中部・北陸・中國・四國・近畿・東北・九州・關東の順となり、北陸・中國二區は兩者において何れも二位三位であり、九州はともに低位にあるから、この三地區においては相關々係があるようにみられる。

しかし全體としてみれば、家族の世代別構成と必らずしも隱居という生前相續が一致しないのは何故か。それにはここでとられた隱居は役場の戸籍吏へ届け出たものであり、法的效果をもつものに限られていることである。従つてこういう届出をしない事實上の隱居は入つていないということが、大いに關係があると考えられる。事實上の隱居のうちどれ位が役場の身分登記簿に登録されるかは一つの問題であるが、かりに東北地方のように三世代以上のものが同居する家族において、法的效果をもつ隱居による生前相續が少ないことは、たとえ事實上隱居をしても、なお土地・建物などの財産は隱居した父親のものとして名義をかきかえないで留保している（父權の強さを示す）という

よりは、留保に値いする財産が少なく、そうした手續を知りもしないし、その必要を認めないという方がよいのであろう。また中部地方や近畿地方の農村は、東北地方の農村とは逆の傾向を示しているものと解釋される。

次に婚姻年齢と生前相續、特に隱居との關係を地區別に考察しても、先の家族構成にみられたと同じような傾向がみられる。⁽¹⁰⁾夫と妻の初婚年齢も全國において東北地方が最低であり、早く子を生み、概して早老であるが、⁽¹¹⁾法的手續をする隱居は少ないのである。ただ中部地方では静岡が最も婚姻年齢が低いことが、静岡の隱居の率が高いことと關係しているのではないかと考えられる。

こういうように法的制度としての生前相續、特に隱居の地方的差違が、必らずしも家族構成並びに婚姻年齢にもとづくものでないとなると、生前相續を成立させる諸條件の地方的差違を究明する必要があるし、また法的制度としての生前相續と慣行としての生前相續との關係及びその相違を明らかにしなければならない。なお生前相續を成立させる條件としては、その地方の住民の生業、農業經營の仕方の相違が、つまり大きくみれば農業生産の當該地方の經濟にしめる地位如何が大きく影響することは見逃せない。⁽¹²⁾こうした諸課題は今後探究しなくてはならないものとして残される。本文中において永々と地域別・府縣別の検討を行つたのは、いわば研究を進めるための問題の提起である。

四 相續税の問題特に農家に對する相續税の賦課について一言しておく。相續税は課税價格の免稅點如何が大きな問題であることは、大正年代家督相續の免稅點二千圓のときは小作農層以上のものが賦課されたのに、大正一五年以後免稅點が五千圓以上に引上げられると、自作農並びに自小作農層の上位のもの以上に賦課される幅が狭められたことからもみられる。しかしこれまで農家の財産が主として土地と建物によつて形成されていたことから、土地・建物の評價方法が相續税の賦課・非賦課を決定する重大な要因となつていた。ところが在來は土地の賣買價格がともかく

も基準となつていたし、後にこれが税務署ではその管内の土地賣買の實例を調査し、その實例から賃貸價格の賣買價格に對する平均倍數を求め、この倍數を査定しようとする土地の賃貸價格に乘じて課税評價額を算定するに至つた。このときでも賣買價格が評價の基礎をなし經濟界の動きを反映していたが、その後「農地價格統制令」の施行、ついで農地改革が行われるに至つて、農地の價格は公定され、その自由な賣買を禁止されている。こうした状態においては、例えば田畑の評價は賃貸價格の九〇〇倍にするといつた固定資産の評價方法そのものが相続税にも間接に響き、農家の家計及び經營に重大な影響を及ぼすこととなる。ここに今日土地・建物の評價方法の問題のもつ重大さがある。

最後にあたつて、本稿の冒頭に提起した制定法と慣習法、法的制度としての舊相続制と相続慣行との關係如何という問題を暫く考えてみよう。舊相続制そのものは、隱居制にみられるように在來の慣行をとり入れたばかりか、女戸主が他家に婚嫁する時には隱居という法律的手續をへて行ふというように、これを擴張さえている面がある。こうして法的制度としての隱居は慣行の基礎の上にたつて存続してきたとはいへ、大正をへて昭和年代となるに従つてその地位は相對的に低下した。一方隱居とともに行われていた分家による家産分割の慣行は、舊相続制が資本主義確立のための資本蓄積をねらう長子相続をとつたため法制化されることもなかつた⁽¹⁴⁾。ところがこの分家の慣行は減びることなく存続したばかりか、國家の財政收入増加のため相続税法に取入れられ、遺産相続税中の重要な一項となつた。この場合分家の分與された財産は家産分割の結果ではなくて本家からの贈與であるという恰好でうけ入れられたのであつて、法律的に家産分割が認められたわけではないが、事實上における家産分割の慣行の結果は認められた。まさに隱居によつて代表される生前相續と分家えの家産の贈與（事實上の分割）とは逆の關係を示している。法的制度のうちにくり入れられた慣行が漸次弱まつてきたのに對し、法的制度の内にとり入れられなかつたものが依然として存續

したばかりか、その慣行の存在を強く認めなければならず、法的制度の一環としてとり入れられることとなつた。ここに家族關係法の立法の難かしさがあると共に、慣習・慣行と制定法との相關々係の二面がいみじくも現われているのである。(昭和二五・二・一一稿)

註1、隱居制の發生並に存在の原因は種々あるが、日本及び中國を含めた東南アジアにおいては、その社會が手勞働を中心とした家族的零細經營の農業を基礎として組み立てられており、老齡になつて耕作能力を失うと、家事の指導權も壯年の息子夫婦にわたさなければならなかつたことが有力な原因であらう。しかしこの地帯はモンスーンの影響により農作物の豐凶は一に天候にかかつており、品種の選定とか種蒔きの時季を適切に行うためには長年の經驗にもとづくカンが重大な役割をもつていたことが、老人の權威を形成する素地ともなつた。このほかに國家並に社會による生活の保障が薄かつたことが、家族に對する依存と依頼とを強めた。これがまた隱居制を存続せしめる要因の一つともなつたのであらう。隱居した父親を扶養するのは息子の任務であるが、このことはまた息子が老年になつた時には孫に同じようなことを期待する觀念と結びついているのである。また日本の農家の住宅の多くが模や墮子による四間から出來ており、若夫婦と年寄夫婦が同居することは中國の房のように獨立した小家屋からできている住居とちがつて困難であつたことが、隱居が別居分家する風習を助長したし、早婚の慣習が若年寄りの隱居を生ずるに至つたと考えられる。

註2、中國の均分相續については近く發表の豫定。なお仁井田陞稿「華北農村に於ける家族分裂の實態」(東洋文化研究四號、昭二二・六)

註3、隱居の際に財産分割が行われたことは、長男夫婦に家督を譲ると隱居した父親は次男以下をひきつれて別居するという隱居の一形式があることによつて明らかであるし、また隱居が法律的に留保財産を確保したときには一種の事實上の家産分割が行われたとみることもできる。

註4、『全國民事慣例類集』第二篇財産、第二章家督相續の事、三款相續人の外財産讓渡、二〇四—一二頁(日本評論社版昭一九・八)。二、三の例をあけると「子弟(資本トシテ動産・不動産ヲ分與スルニハ七分三分ト唱ヘ其家産全額十分ノ三を定分トス」(遠江國數知郡)、「兄弟姉妹ヲ分家スルニハ親族協議ノ上身代ニ應ジ其財産三分ノ一位ヲ分與スルコトナリ」(羽前國置賜郡)、「父母存命中相續人ノ外兄弟姉妹ニ持地及ヒ財産ヲ分與スルトキハ其總額ノ五分一ヲ定規トスル例ナリ」(越後國蒲原郡)、「二三男ヲ

分家スルニハ役場へ届ケ分家ノ多キヲ榮耀トスル習慣ナリ、財産分與ノ額ニ定リナク父兄ノ見込ニ從フ事ナレトモ全額三分一ニ過サルヲ例トス」(豊前國金救郡)、「二三男ヲ分家スルニハ戸主ノ自由ナリ、財産分與ノ額ニ定分アル事ナク多クハ十分ノ一二ニ過サルヲ例トス」(越前國足羽郡)。

註5、農地改革下における家産分割の一事例として、農村において家産の主體である農地の分割に關する栃木縣農地課保管の農地法第四條關係資料(昭和二二―二三年度)によると、十三事例中農地分割の割合の八・二のものの四件、九・一のものの三件、五・一のもの一件、五・五のものの一件、二・一のもの一件、十一・一のもの一件(以上何れも二人の間)、三人の間の分割においては五・二・五、二・五となつてゐる。

註6、アダム・スミスは『國富論』第三編第二章において次の如くに述べてゐる(大内譯、岩波文庫本、一八九―九〇頁)。

「土地が動産と等しく生活及び享樂の手段とのみ考えられるならば、自然の相續法はそれを動産の如くに家の子供全部に分割するであらう。というのは父にとつては、どの子供の生活と享樂もみな等しく願わしいことだから。」

註7、農村の分家の慣行が作用するということは、例えば農村で相當な家が財産を弟達に分けないで弟を外に出したとすると、あれ位の家で新家一つつくらないでひどいことをするといった村人の噂話に上る惡口という形で當該人を壓迫するというような農村社會のもつ一種の輿論ないし社會通念の働きをいう。

註8、本稿が舊相續制の長子單獨相續の下において、分家・隱居による家産分割が盛に行われているような印象を與えたとしても、それは今までの通説があまりにも舊相續制について長男單獨相續という法制面を力説してきたことに對する一つの批判に止まるのであり、通常いわれているよりも分家などによる家産分割がより、行われたことを相對的に説明するのが主旨であつて、舊相續制における長子單獨相續の絶對的な重大さを否定するものではない。

なお、長子單獨相續が農村において行われえた大きな要因として、日本資本主義の勃興期において農村の子弟の大半が都市に就業の機會を見出し、僅かの財産をもらおうとしないで離村したことがあげられる。いま町村役場の戸籍から現住農家の家系を明治初年から現在まで迫る調査を二三ヶ村について行つてゐるが、病歿・戦死を除いて例外なく長男が家をついで農に従事しており、この點に關するかぎり舊相續制は一般農村に確立してゐたといえる。ただ問題になる家産の單獨相續と分割相續については、明治以後においても案外村内分家が各地の農村にみられることから、少額の家産の分割は通常考えられるよりも事實上かなり行われていたのではないかと考えられる。

註9、「現代我國民の形造つて居る家族の形態に就いて」(『年報社會學』五輯春季號、昭一二・五)

註10、森數樹著『人口統計論』(昭一〇・三)の第30表昭和七年における我國府縣別平均婚姻年齡(一九五頁)。

註11、昭和二年八月一日の農業センサスにより、六十一歳以上の世帯員中農業に従事する者の割合をみると、東北三一・六、關東四〇・〇、北陸四七・七、中部五五・三(東山五九・二、東海五八・四)、近畿五七・六、中國六六・三、四國六〇・五、九州五二・五、北海道三七・四である(出稼は何れも〇・二—〇・三%)、このように東北地方の農家の六十一歳以上の世帯員のうち農業に従事するものは最も少いことから、概して東北地方では早婚の結果としての早老がみられよう。(『第二次農林省統計表』昭和二年度八三頁)。

註12、たとえば漁村をとつて考えてみると「板戸一枚、下は地獄よ」といつた古い漁法をとつていた時には、農村にくらべて労働力の補給をいそいだため早婚の風があり、これが漁業労働が農村にくらべてより集約的に投下されることと結びつき早老となる傾向があつたとすると、隠居という慣習は永く維持されることとならう。また同じ水田稻作を営んでいる農村でも、農業生産の條件が割に一定しているところと、そうした條件を缺いて労働の投下量の多いところでは異なるであらう。また農業一本のところと、養蠶・蔬菜・園藝果樹等の副業ないし兼業經營の成立しているところでは、またその形式と内容が異なるであらう。

註13、日本經濟新聞昭和五年三月四日、三月二五日

註14、「昭和二年一二月二八日の民法改正要綱」はこの點を考慮するに至つた。詳しくは穗積重遠著『相續法』第三分冊(昭二二・五)。

追記

これまで日本では家産というものは、法律的に認められておらず、相續財産も戸主の個人財産ということになるが、農村において祖先傳來の土地・家屋敷といったことにもみられる家産的な色彩のほかに、戸主個人の財産と家族員・配偶者の財産とは、必ずしも嚴密に分離獨立していなかつたというのが、實情に近かつたとみられる。この點農村における個人的所有權の問題は、今後の研究課題の一である。

別表 生前相續の家督相續中に占める率の縣別表（家督相續を100とす）

地方縣別	生前相續の占める率			隱居の占める率			入夫婚姻の占める率		
	明43〜 大 3	大9〜 14	昭6〜 10	明43〜 大 3	大9〜 14	昭6〜 10	明43〜 大 3	大9〜 14	昭6〜 10
北海道	12.67	11.95	8.64	10.28	10.17	6.91	2.11	1.46	1.19
東北	11.96	9.08	5.27	10.32	9.08	4.16	1.38	0.79	0.97
青森	25.10	24.86	11.72	21.07	22.04	9.97	3.77	2.61	1.36
岩手	20.67	17.91	9.12	17.52	15.70	7.74	2.96	2.23	1.24
宮城	8.76	6.69	3.74	6.17	5.30	2.49	1.91	1.32	1.13
北	17.01	16.23	7.73	13.72	14.20	6.10	2.75	1.87	1.50
秋田	22.91	18.72	9.23	19.48	16.46	7.93	3.22	2.15	1.24
山形	19.11	15.94	7.63	15.79	13.99	6.26	3.19	1.76	1.26
福島	18.44	13.21	6.74	14.39	11.79	5.25	3.79	1.31	1.22
茨城	13.96	10.82	4.76	10.44	8.61	3.74	3.30	2.11	0.98
群馬	15.97	12.58	6.47	13.18	11.65	5.51	2.59	0.87	0.92
東	24.87	20.52	10.07	20.42	18.80	8.70	3.98	1.66	4.28
山梨	17.11	11.32	10.32	12.45	8.58	6.81	4.17	2.59	2.18
東京	17.52	12.05	8.82	13.21	9.91	6.74	3.67	1.95	1.83
神奈川	21.01	18.86	11.79	16.71	15.67	9.05	3.86	0.66	2.45
新潟	19.04	17.20	11.54	15.07	14.30	9.74	3.52	0.37	1.73
北陸	21.40	23.22	10.31	16.79	19.45	7.65	4.00	0.57	2.35
富山	26.64	17.03	11.04	21.42	23.10	8.45	4.66	1.30	2.31
石川	28.54	25.71	10.79	22.69	22.98	8.72	5.32	2.47	1.94
山梨	22.52	20.69	11.86	18.76	17.73	9.45	3.56	2.77	2.26
長野	23.19	21.65	11.27	19.62	19.10	8.98	3.23	2.43	2.18
岐阜	25.29	26.47	17.86	21.16	23.93	14.02	3.73	2.31	3.32
静岡	17.82	15.03	11.38	14.58	12.77	8.67	2.95	2.14	2.49
愛三	20.70	20.31	11.68	17.21	17.50	9.64	3.15	2.59	1.92
滋賀	21.62	19.80	13.11	16.59	17.16	10.45	4.46	2.59	2.55
近畿	22.09	18.83	12.86	17.67	15.78	10.04	3.95	2.75	2.60
大阪	12.60	20.81	9.43	10.13	8.55	6.98	2.22	2.16	2.32
兵庫	20.94	18.96	10.90	17.96	16.70	8.67	3.18	2.21	2.08
東	19.76	19.44	9.28	15.81	16.81	7.41	3.62	2.44	1.74
山	18.02	16.71	7.91	14.78	14.91	6.62	3.05	1.51	1.19
歌	23.88	21.90	12.22	20.26	19.81	10.40	3.20	1.57	1.70
中	21.72	22.63	12.74	18.77	20.49	9.46	2.61	1.92	2.31
國	18.64	16.47	9.42	15.97	14.67	7.77	2.42	1.69	1.62
廣	19.51	18.57	10.02	16.69	16.70	8.19	2.39	1.57	1.29
島	22.64	20.77	12.04	18.62	18.18	9.53	3.58	2.27	2.22
山	20.97	18.44	10.31	17.41	15.83	7.77	3.37	2.38	2.46
口	16.87	12.89	9.06	14.25	11.21	7.56	2.35	1.62	1.36
徳	24.78	22.37	12.64	22.01	20.69	11.03	2.44	1.57	1.43
香	17.62	15.16	9.53	15.96	14.08	8.59	1.49	0.96	0.86
愛	12.70	10.89	8.01	10.90	9.49	6.43	1.65	1.35	1.45
高	10.74	13.12	8.19	9.04	11.71	6.27	1.62	1.34	1.81
知	15.16	16.34	9.98	12.84	14.57	8.09	1.87	1.45	1.66
賀	12.14	14.36	6.51	10.43	12.69	5.29	1.59	1.68	1.05
岐	25.63	23.87	12.46	22.80	22.37	10.5	2.69	1.38	1.58
分	21.27	18.88	8.82	19.57	17.29	7.86	1.49	1.32	0.91
崎	10.49	7.65	7.74	7.39	6.80	6.65	1.12	0.82	1.05
島	6.85	12.71	3.65	6.36	12.51	3.56	0.49	0.14	0.09
鹿									
全	18.66	16.74	9.86	15.14	14.57	7.84	2.97	1.97	1.78